

鳥海山の噴火活動が 活発化した場合の避難計画 (火口周辺地域)



令和6年3月

鳥海山火山防災協議会

目 次

1 総則

(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置付け	1

2 対象火山の概要

(1) 鳥海山の概要	2
(2) 鳥海山の噴火活動史	2
(3) 鳥海山で想定される火山現象	3
(4) 鳥海山の噴火シナリオ	4
(5) 鳥海山における火山現象の影響範囲	5
ア 【想定火口：全域】被害想定図（ハザードマップ）	6
イ 【想定火口：新山周辺】被害想定図（ハザードマップ）	7
(6) 鳥海山の噴火警戒レベル	8

3 噴火警戒レベルに応じた避難対象範囲

(1) 想定火口域全域を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合	
ア 【想定火口：全域】避難対象範囲（噴火警戒レベル2の避難指示区域）	11
イ 【想定火口：全域】避難対象範囲（噴火警戒レベル3の避難指示区域）	11
(2) 想定火口域新山周辺を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合	
ア 【想定火口：新山周辺】避難対象範囲（噴火警戒レベル2の避難指示区域）	12
イ 【想定火口：新山周辺】避難対象範囲（噴火警戒レベル3の避難指示区域）	12

4 火口周辺規制及び入山規制

(1) 想定火口域全域を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合	
ア 【想定火口：全域】噴火警戒レベル2の火口周辺規制	14
イ 【想定火口：全域】噴火警戒レベル3の入山規制	14
(2) 想定火口域新山周辺を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合	
ア 【想定火口：新山周辺】噴火警戒レベル2の火口周辺規制	15
イ 【想定火口：新山周辺】噴火警戒レベル3の入山規制	15

5 登山者・観光客の避難を想定した準備

(1) 噴火警戒レベルと避難指示の発令基準等	16
ア 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）	16
イ 噴火警戒レベル3（入山規制）	16
(2) 避難に関する情報の伝達	16
ア 伝達方法	16
イ 避難情報の伝達内容	16
ウ 避難情報の伝達例文	16
エ 避難情報の伝達体制	17

(3) 避難経路（緊急下山ルート）の設定	19
ア 「火口が特定できない場合」又は「噴火が発生していない状況で想定火口域 全域を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合」	19
イ 「新山周辺が火口の場合」又は「噴火が発生していない状況で想定火口域 新山周辺を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合」	20
(4) 避難経路（緊急下山ルート）例	21
ア 登山者・観光客等が「新山（鳥海山大物忌神社付近）」に滞在していた時、 新山を噴火口として突発的な水蒸気噴火が発生した場合	21
イ 登山者・観光客等が「鳥海湖（鳥ノ海御浜神社付近）」に滞在していた時、 鳥海湖を噴火口として突発的な水蒸気噴火が発生した場合	22
(5) 緊急退避場所	23
(6) 下山者救護地点の設定	24
ア 想定火口域全域を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合	25
イ 想定火口域新山周辺を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合	26
(7) 避難手段と輸送力の確保	27
ア 避難手段	27
イ 輸送力の確保	27
(8) 避難所	29

6 登山者・観光客避難時の対応

(1) 避難（緊急下山）誘導	31
(2) 避難所の開設	31
(3) 登山者・観光客への救護等	31
(4) 避難できなくなった登山者・観光客の安全対策	31
ア 登山者・観光客の避難、救助	31
イ 自衛隊災害派遣要請による避難、救助	31

7 登山者等の努力義務

8 避難計画の実効性を確保するための措置

(1) 避難訓練の実施	35
(2) 説明会、研修会等の実施	35

1 総則

(1) 計画の目的

噴火に伴う火山現象は多様であるが、鳥海山が噴火した場合、火口周辺地域及び居住地域に影響が及ぶ火山現象は特に、大きな噴石、火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流及び融雪型火山泥流である。特に登山・観光シーズンにおける火口周辺地域の登山者・観光客が影響を受ける火山現象は、大きな噴石及び火砕流・火砕サージである。これらの火山現象については、現象が生じてから短時間で登山者・観光客に影響が及び、生命に対する危険性が非常に高い。従って、現象が発生する前からの各種規制及び避難等が極めて重要である。

また、噴火の兆候から本格的な噴火に至るまでの時間を見積もることは難しい。このため、混乱なく迅速な避難を実施するためには、噴火警戒レベル毎の対応や、突発的な噴火に備えた火口周辺地域の避難計画をあらかじめ具体的に定めておくことが重要である。

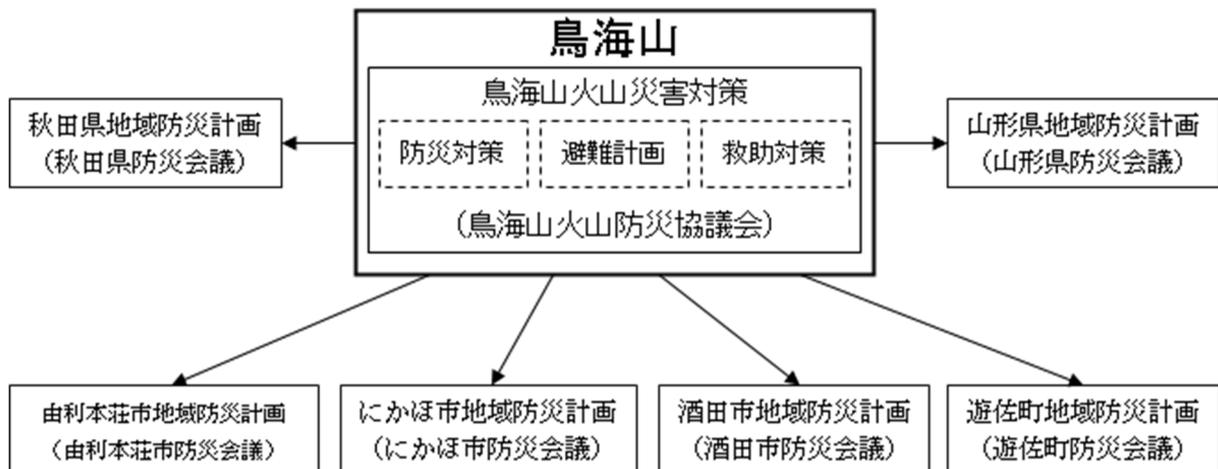
なお、突発的な噴火の際は、避難指示等発令後の十分な避難時間を確保できない可能性が高い。このような場合、登山者・観光客等は、直ちに火口周辺から離れ、近隣の建物等に緊急退避するなど、自らの安全を第一に確保することが必要である。

本計画は、鳥海山において火口周辺地域に影響が及ぶ火山現象が発生し、又は発生が予想される状況が噴火警戒レベルに応じて高まった場合の、火口周辺地域における登山者・観光客等の避難計画として整理したものである。

(2) 計画の位置付け

当該避難計画以外の防災対策については、鳥海山火山防災協議会「鳥海山火山防災対策」及び「鳥海山火山救助対策」で定める対応を行う。

本計画は、「噴火警報（火口周辺）」（噴火警戒レベル2又は3）が発表された場合（突発的に噴火が発生した場合を含む。）を対象とする。なお、特定地域における住民の避難については対象としない。（別途、居住地域の避難計画で定める。）



2 対象火山の概要

(1) 鳥海山の概要

鳥海山は、秋田・山形県境に位置する東西約 25 km、南北約 15 km、最高標高 2,236mの活火山であり、東北地方では福島県の燧ヶ岳に続く第 2 の高峰である。円錐形の山容から出羽富士とも呼ばれている。地形的には、出羽山地西方を占め、日本海まで張り出す形で庄内平野の北端に位置している。

複合火山である鳥海山は、地形的に大きく西部（西鳥海）と東部（東鳥海）に分けられる。「東鳥海」は秋田県側に開いた東鳥海馬蹄形カルデラから東方の火山群であり、最高峰の新山（標高 2,236m）、荒神ヶ岳等の中央火口丘と七高山、行者岳、伏拝岳、文殊岳等の外輪山より成る。「西鳥海」は山形県側に開いた西鳥海馬蹄形カルデラから西方を指し、扇子森、鍋森等の中央火口丘と月山森、笙ガ岳等の外輪山を有する。

これらは、火山の形成史を反映したもので、西鳥海を作った火山活動の後に東鳥海を作った火山活動が起こったためと考えられている。大規模な被害をもたらした西暦 871 年（貞観 13 年）の噴火をはじめ、鳥海山には数多くの噴火記録が残されている。

(2) 鳥海山の噴火活動史

噴火期間	略称	噴火活動の概略	原 資 料
810～823 年	弘仁噴火	噴火	日本三代実録
871 年	貞観噴火	噴火（新山付近）・溶岩流・火山泥流？	日本三代実録
939 年	天慶噴火	噴火	本朝世紀
1659～1663 年？	万治噴火	噴火	仁賀保旧記など
1740～1747 年？	元文噴火	噴火（新山付近）	出羽風土略記など
1800～1804 年	享和噴火	噴火（新山付近）・新山の形成・火山弾（死者 8 名）・火山泥流発生（白雪川流域）	鳥海山炎灯など
1821 年	文政噴火	噴火（新山付近）	滝沢八郎兵衛日記、小滝旧記など
1974 年	昭和噴火	水蒸気爆発（新山付近）・噴石・小規模泥流	

※様々な古記録に記されている鳥海山の火山活動記録のうち信憑性の高いものを表に示したものの。

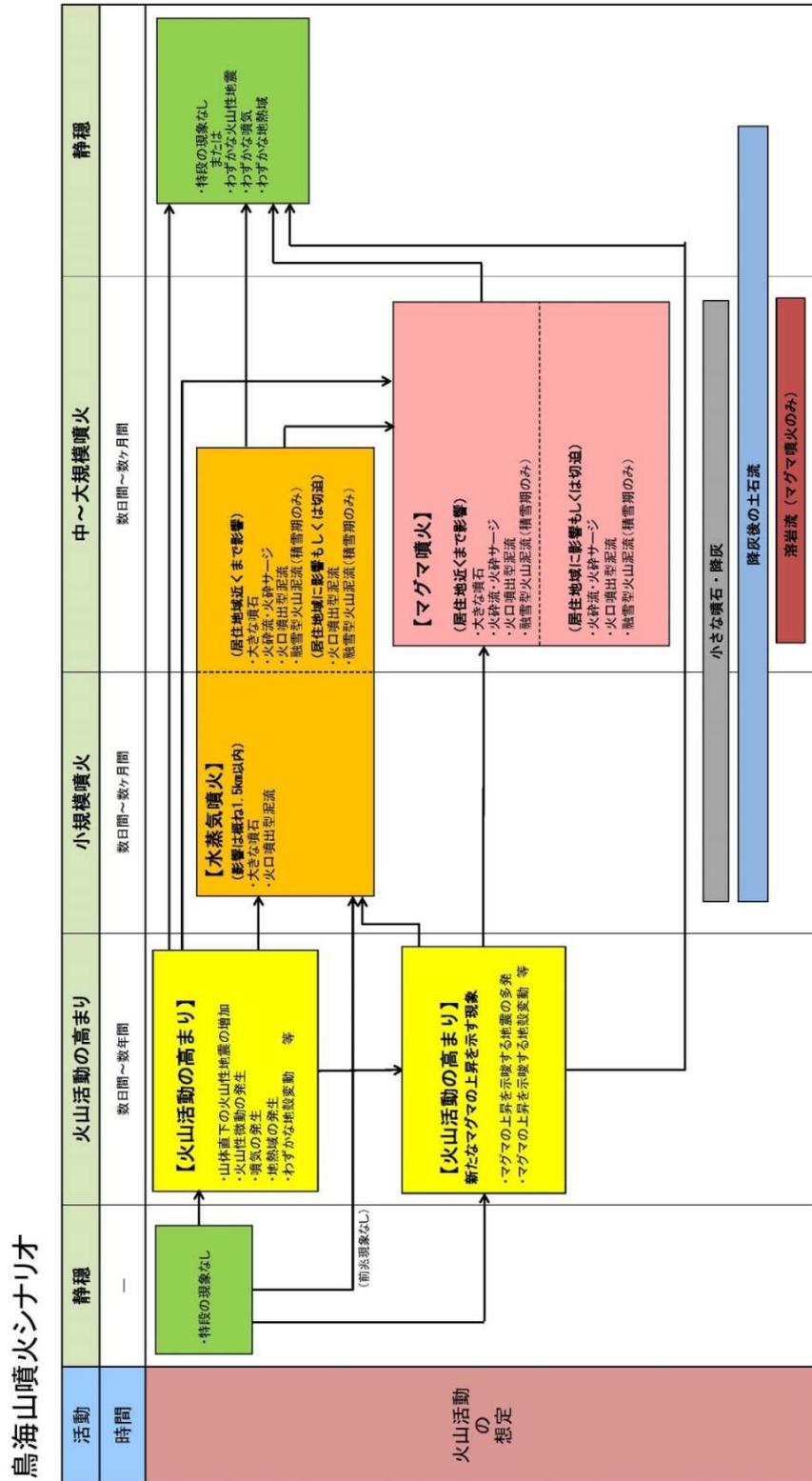
(3) 鳥海山で想定される火山現象

鳥海山で想定される火山現象(噴火警戒レベルで想定する火山現象)は下表のとおりである。なお、想定される火山現象のうち、避難計画(火口周辺地域)の対象となる火山現象は、噴火警戒レベル2又は3で想定され、火口周辺地域において避難までの時間的猶予がほとんどない現象である「大きな噴石」及び「火砕流・火砕サージ」とする。

想定される火山現象	火山現象の特徴
噴石(大きな噴石)	<p>爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて高速で飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね2~4km以内に限られるが、火口近くは特に危険であり、過去、噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生している。火山弾とよばれる高温のものもある。</p>
火砕流・火砕サージ	<p>高温の火山灰や岩塊、火山ガスや巻き込まれた空気が一体となって高速で山体を流下する現象である。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象である。流下速度は時速数十kmから百数十km、温度は数百℃にも達する。</p> <p>火砕流の先端部や周辺部は、火山灰や砂塵を含んだ爆風となっており、この部分を火砕サージと呼ぶ。破壊力、殺傷力は極めて強力で、掃過域の中で生き残ることは困難である。また、火砕流と違い成分の大部分が気体のため、地形の制約を受けることなく、尾根を乗り越えるなどして火砕流本体よりも広範囲に襲来する。(避難を検討する上では火砕サージを火砕流と区別する必要性は低く、火砕流に含める。)</p>
融雪型火山泥流	<p>積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速60kmを超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。</p>
火口噴出型泥流	<p>火口から直接熱水等が噴き出し、火山泥流となって谷を流れ下る現象。融雪型火山泥流と同様に、高速で破壊力が大きく、大規模な災害を起こす可能性がある。積雪の有無とは関係なく発生する。</p>

(4) 鳥海山の噴火シナリオ

鳥海山の噴火シナリオは「鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」での検討結果を踏まえて策定された「鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画」（平成 27 年 3 月）の噴火シナリオを採用しており、火山防災協議会において一部（レイアウト及び表現）を修正したもので、以下のとおりである。



※噴火シナリオ

噴火に伴う現象（主に噴石、火砕流、融雪型火山泥流といった噴火直後に人的被害につながり得る噴火現象を想定(地域による火山ガスや降灰後の土石流なども含む)）と及ぼす影響の推移を時系列で示したものである。

(5) 鳥海山における火山現象の影響範囲

鳥海山で想定する火山現象に係る被害想定図（ハザードマップ）は以下のとおりである。

なお、被害想定図（ハザードマップ）に記載されている泥流（融雪型火山泥流）は積雪期のみ発生するものである。ただし、白雪川（にかほ市）では泥流（融雪型火山泥流）及び通年発生する泥流（火口噴出型泥流）も想定されている。

ア 【想定火口：全域】被害想定図（ハザードマップ）

鳥海山の想定火口域全域を対象とした被害想定図（ハザードマップ）である。

鳥海山の想定火口域は、猿穴火口から東鳥海馬蹄形カルデラを包括するエリアで、鳥海山の稜線に沿って東西に約 10 km と広範囲となっている。

このうち、避難計画（火口周辺地域）で想定する火山現象は、鳥海山噴火警戒レベルに合わせ、大きな噴石、火砕流・火砕サージ（中規模）である。

イ 【想定火口：新山周辺】被害想定図（ハザードマップ）

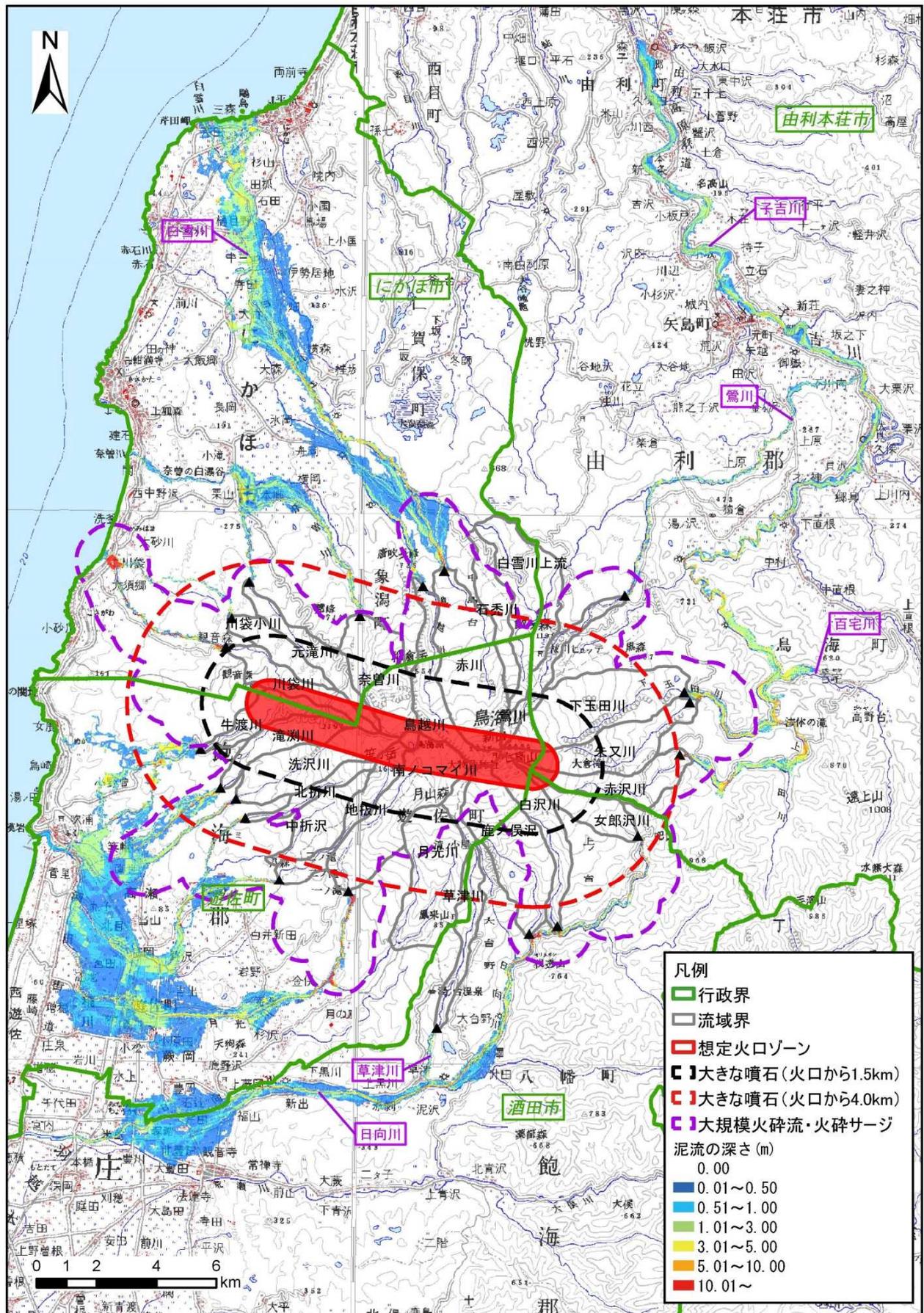
鳥海山の東部に位置する東鳥海馬蹄形カルデラ上部を中心とした想定火口（新山周辺）を対象とした被害想定図（ハザードマップ）である。

当該想定火口（新山周辺）は、鳥海山の過去の噴火記録等の研究などから、今後の噴火の発生地点（火口）となる可能性が高いと考えられている。

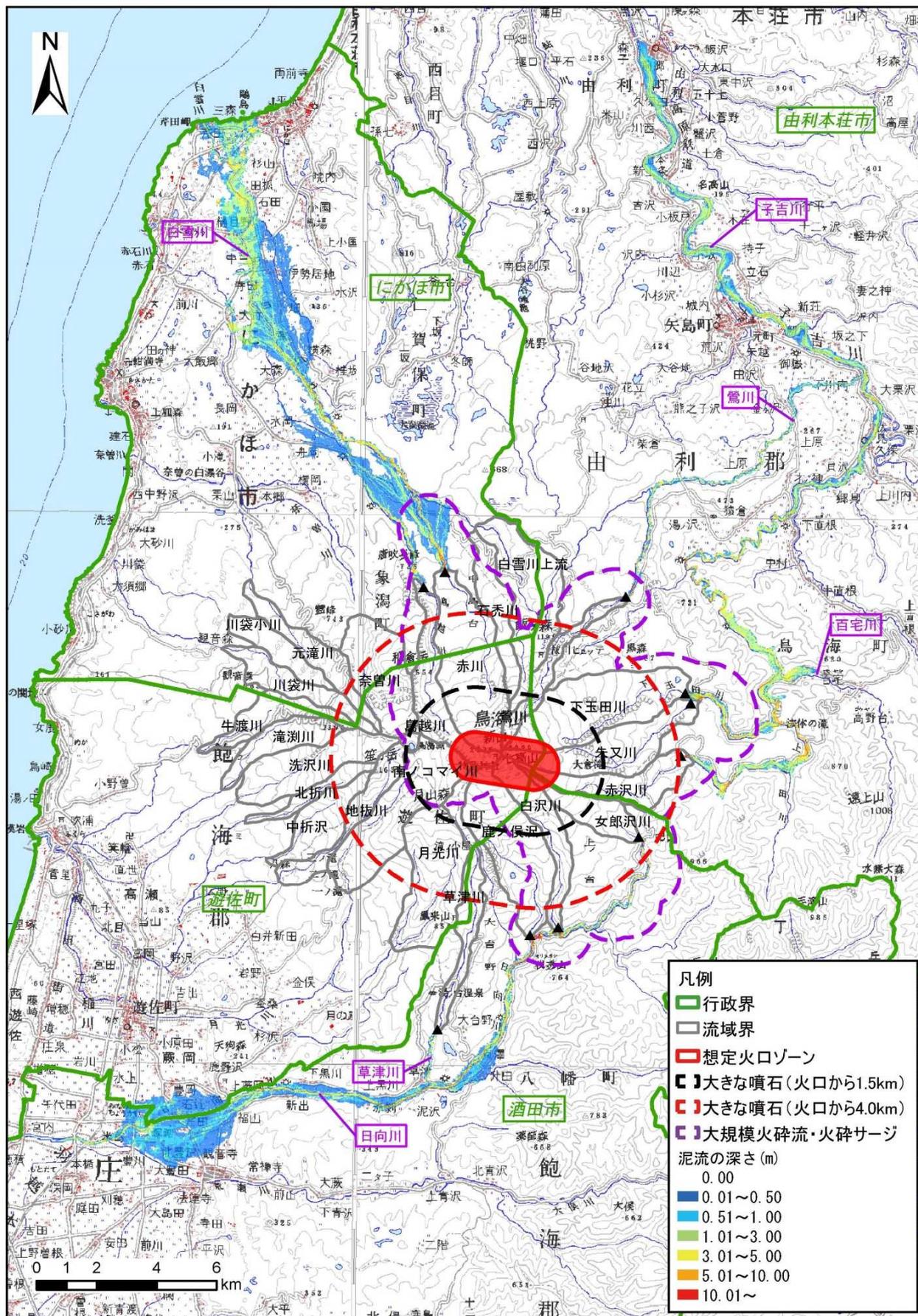
このうち、避難計画（火口周辺地域）で想定する火山現象は、鳥海山噴火警戒レベルに合わせ、大きな噴石、火砕流・火砕サージ（大規模）である。

なお、当該「想定火口：新山周辺」の被害想定範囲は、「想定火口：全域」の一部分に限定した範囲となっており、状況に応じて新山周辺に火山活動が限定できる場合にのみ設定される。

ア 【想定火口：全域】被害想定図（ハザードマップ）



イ 【想定火口：新山周辺】 被害想定図（ハザードマップ）



(6) 鳥海山の噴火警戒レベル

鳥海山の噴火警戒レベル

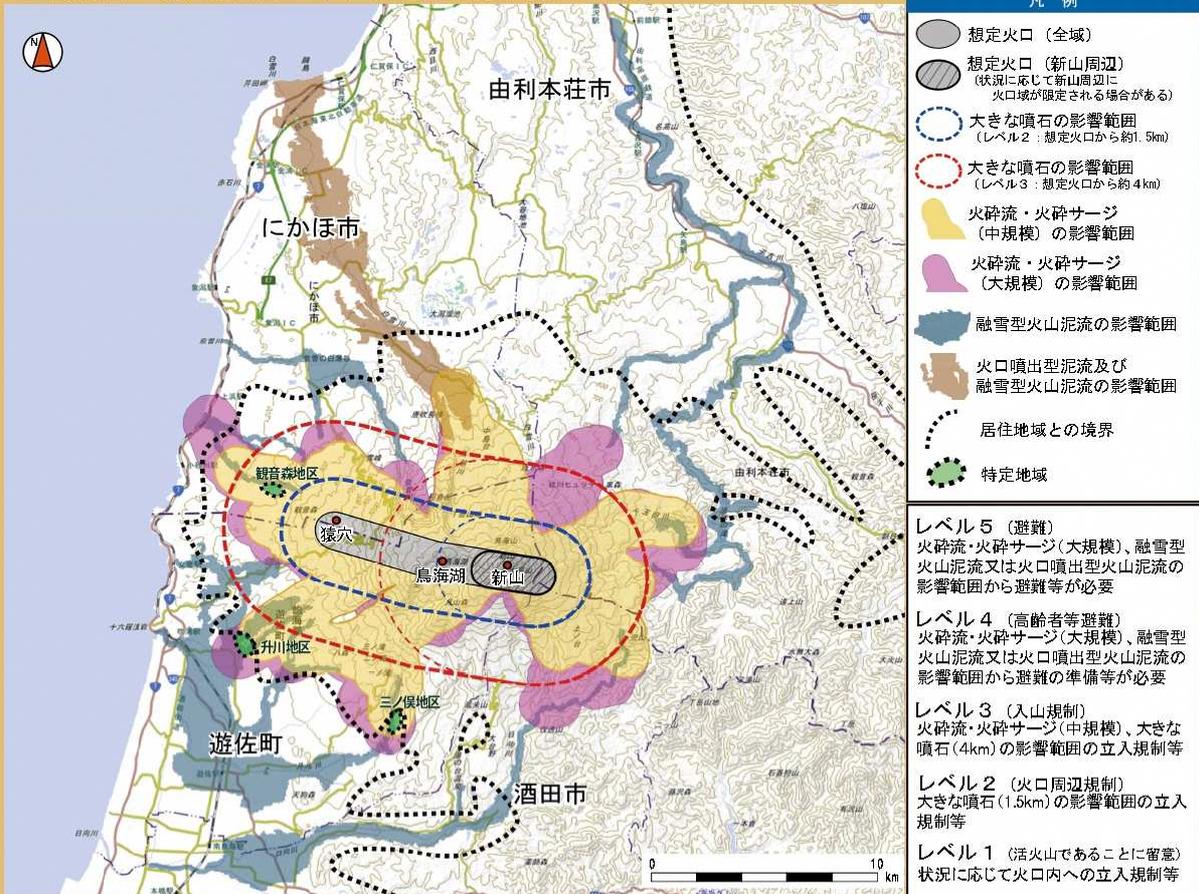
— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 鳥海山の噴火警戒レベルは、噴火警報等でお伝えします。



にかほ市から撮影

■鳥海山 噴火警戒レベルに応じた防災対応（概要）

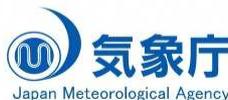


この地図は、国土地理院の『地理院地図』を使用して作成しています

- ※図中の特定地域とは、他の地域より早い防災対応をとる必要がある地域で、にかほ市観音森地区、遊佐町升川地区及び三ノ俣地区を指します。
- この図は「鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画」（平成27年3月 鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会）に基づき作成しています。
- 鳥海山の噴火警戒レベルは、地元市町等と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細は地元市町にお問合せください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

- 仙台管区気象台 地域火山監視・警報センター
TEL:022-297-8164 <https://www.data.jma.go.jp/sendai/>
- 山形地方気象台
TEL:023-622-2262 <https://www.data.jma.go.jp/yamagata/>
- 秋田地方気象台
TEL:018-823-8291 <https://www.data.jma.go.jp/akita/>
- 鳥海山火山防災協議会事務局：山形県
TEL:023-630-2230 <https://www.pref.yamagata.jp/>



伏拝岳（新山の南西側）から撮影

平成30年3月27日運用開始

鳥海山の噴火警戒レベル

予報警報	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者 入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等。	● 噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす、または切迫している。 過去事例 1800～04年の噴火： 新山形成、火砕物降下、噴石、泥流、死者8名
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。	● 噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼすことが予想される。 過去事例 該当事例なし。
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備、特定地域の避難等が必要。 住民は通常の生活。	● 噴火により大きな噴石が火口から概ね4kmの範囲内、火砕流・火砕サージが居住地域の近くまで影響を及ぼす、または予想される。 過去事例 1740～47年の噴火：噴煙多量、硫黄化合物が川に流入し、水田・川魚に被害 1974年の噴火：火砕物降下、泥流
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難の準備等が必要。 住民は通常の生活。	● 噴火により大きな噴石が火口から概ね1.5kmの範囲内に影響を及ぼす、または予想される。 過去事例 該当事例なし。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	● 火口内で噴気や火山ガス等が発生。

※火口とは、鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画の想定火口域をいう

状況に応じて新山周辺に火口域が限定される場合がある

※火口噴出型泥流とは、噴火に伴い火山内部の熱水が噴出し、泥流となって流れ下る現象をさす

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される

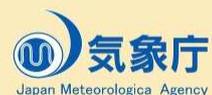
※特定地域とは、他の居住地域より早期に避難等の対応が必要な地域をさす

※各レベルの警戒が必要な範囲内で上位レベルに記述されている火山現象が発生する場合がある

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については各市町の地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



令和3年12月

3 噴火警戒レベルに応じた避難対象範囲

(1) 想定火口域全域を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合

想定火口域全域を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合の避難対象範囲は次のとおりである。

ア【想定火口：全域】避難対象範囲（噴火警戒レベル2の避難指示区域）

- ・大きな噴石（火口から 1.5 km）

イ【想定火口：全域】避難対象範囲（噴火警戒レベル3の避難指示区域）

- ・大きな噴石（火口から 4 km）
- ・火砕流・火砕サージ（中規模）

（2）想定火口域新山周辺を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合

想定火口域新山周辺を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合の避難対象範囲は次のとおりである。

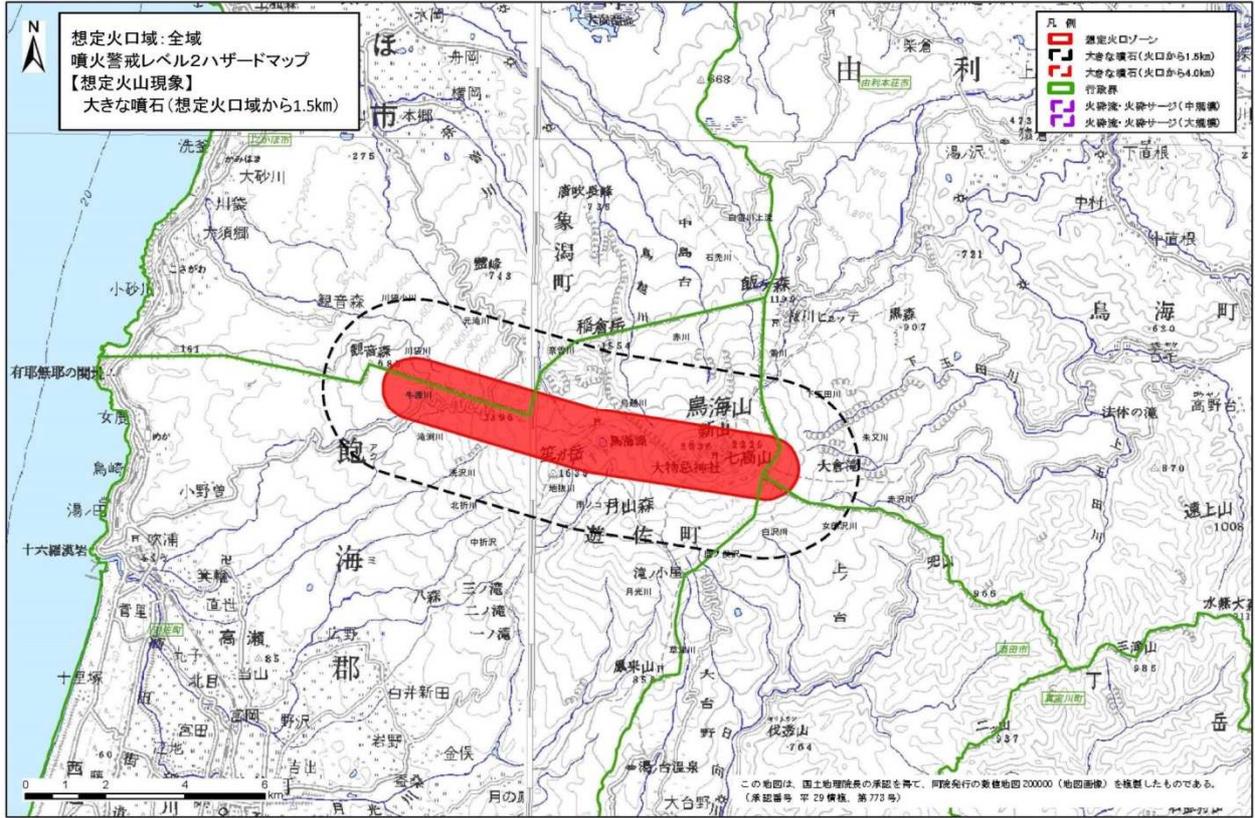
ア【想定火口：新山周辺】避難対象範囲（噴火警戒レベル2の避難指示区域）

- ・大きな噴石（火口から 1.5 km）

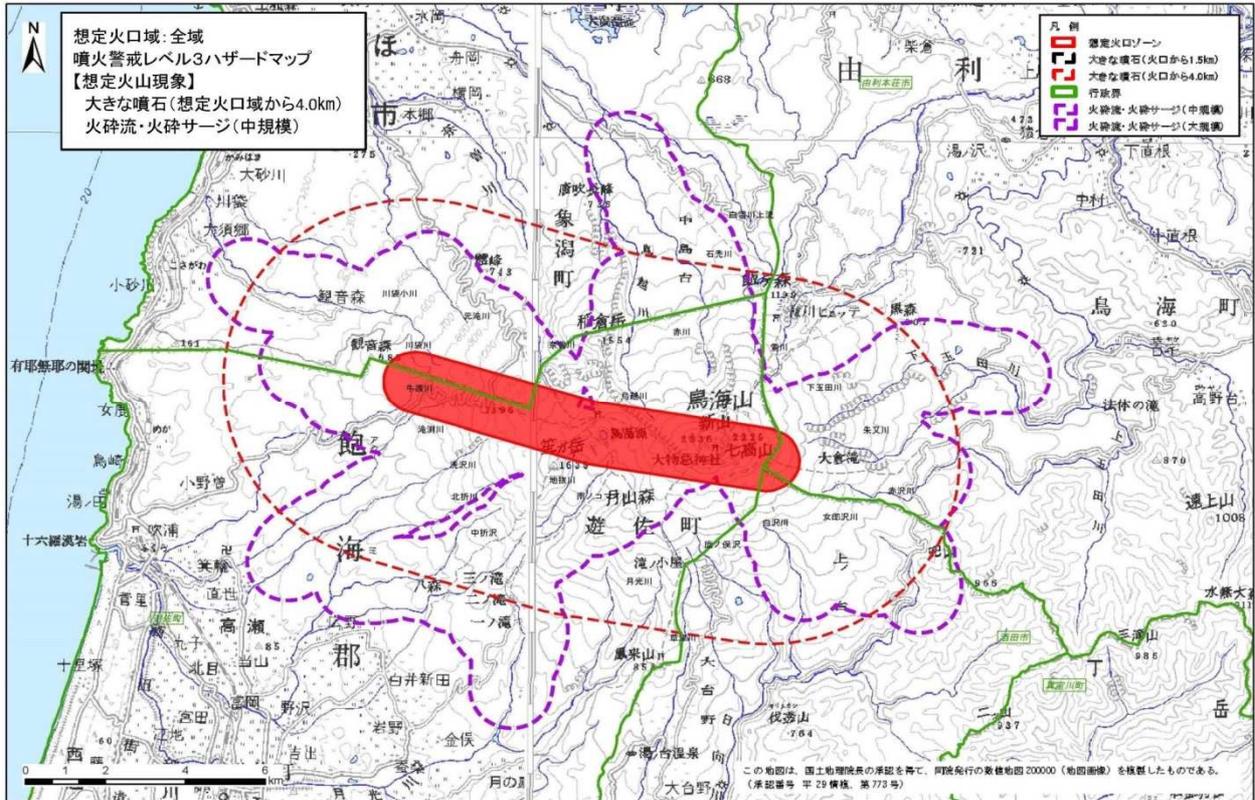
イ【想定火口：新山周辺】避難対象範囲（噴火警戒レベル3の避難指示区域）

- ・大きな噴石（火口から 4 km）
- ・火砕流・火砕サージ（大規模）

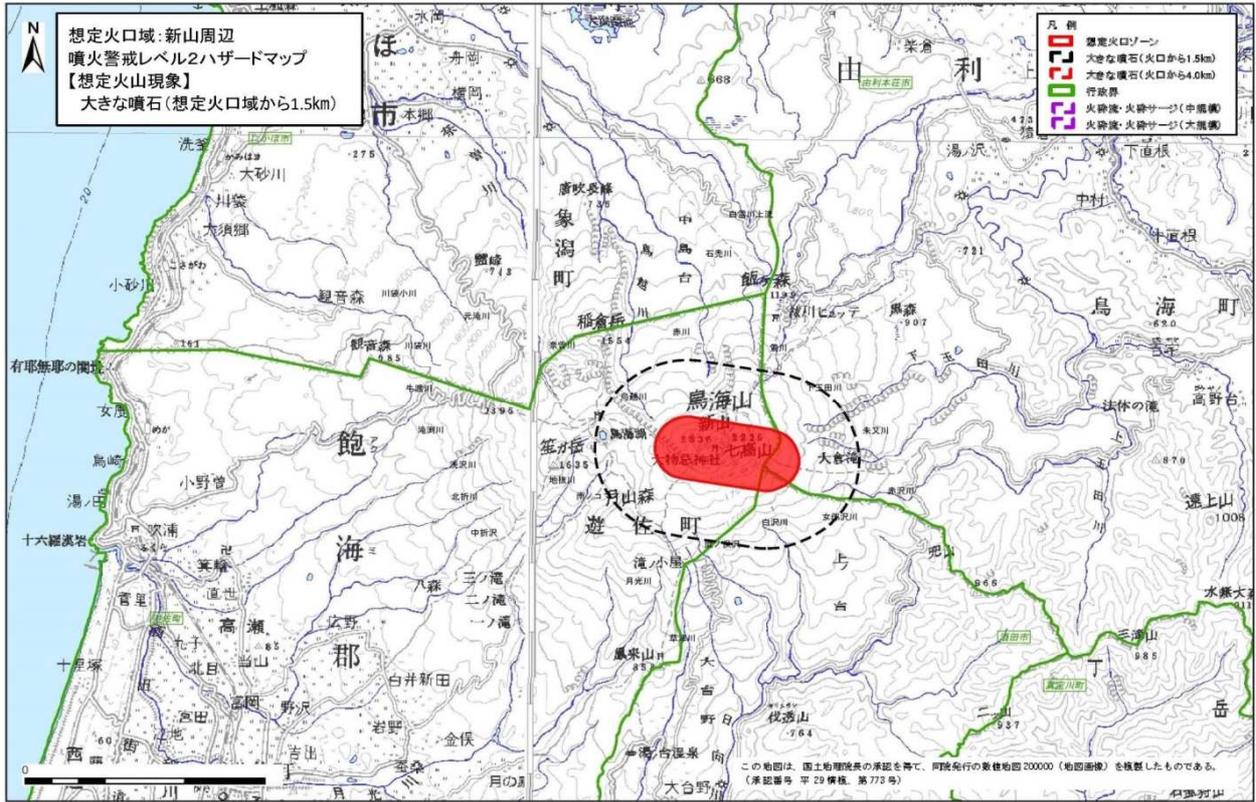
(1) ア【想定火口：全域】避難対象範囲（噴火警戒レベル2の避難指示区域）



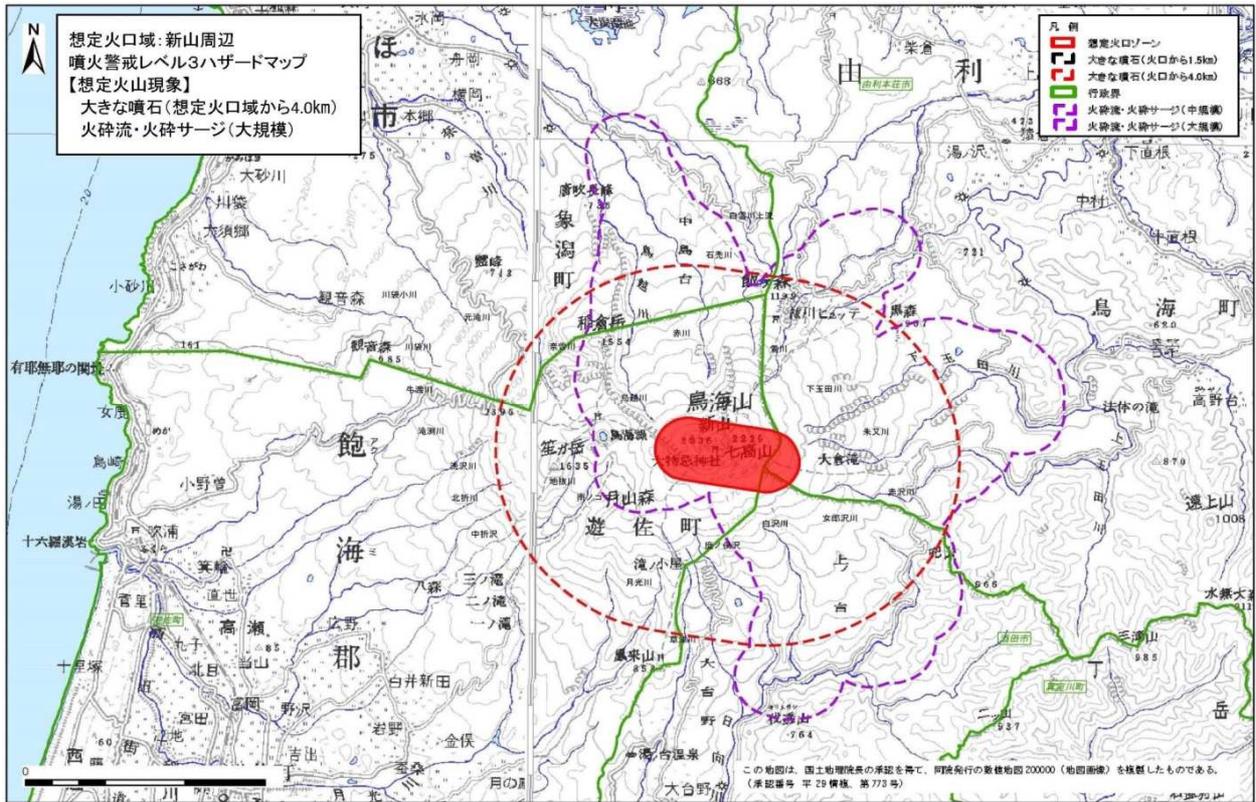
(1) イ【想定火口：全域】避難対象範囲（噴火警戒レベル3の避難指示区域）



(2) ア【想定火口：新山周辺】避難対象範囲（噴火警戒レベル2の避難指示区域）



(2) イ【想定火口：新山周辺】避難対象範囲（噴火警戒レベル3の避難指示区域）



4 火口周辺規制及び入山規制

噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合、関係機関は「鳥海山火山防災対策」に基づき、登山道の閉鎖及び道路閉鎖等の規制を実施する。

(1) 想定火口域全域を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合

想定火口域全域を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合の火口周辺規制又は入山規制は次のとおりである。

ア【想定火口：全域】噴火警戒レベル2の火口周辺規制

- ・ 全登山道の閉鎖
- ・ 噴火警戒レベル2の警戒範囲に通じる道路の閉鎖
- ・ 噴火警戒レベル2の警戒範囲内の施設の閉鎖

イ【想定火口：全域】噴火警戒レベル3の入山規制

- ・ 全登山道の閉鎖
- ・ 噴火警戒レベル3の警戒範囲に通じる道路の閉鎖
- ・ 噴火警戒レベル3の警戒範囲内の施設の閉鎖

(2) 想定火口域新山周辺を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合

想定火口域新山周辺を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合の火口周辺規制又は入山規制は次のとおりである。

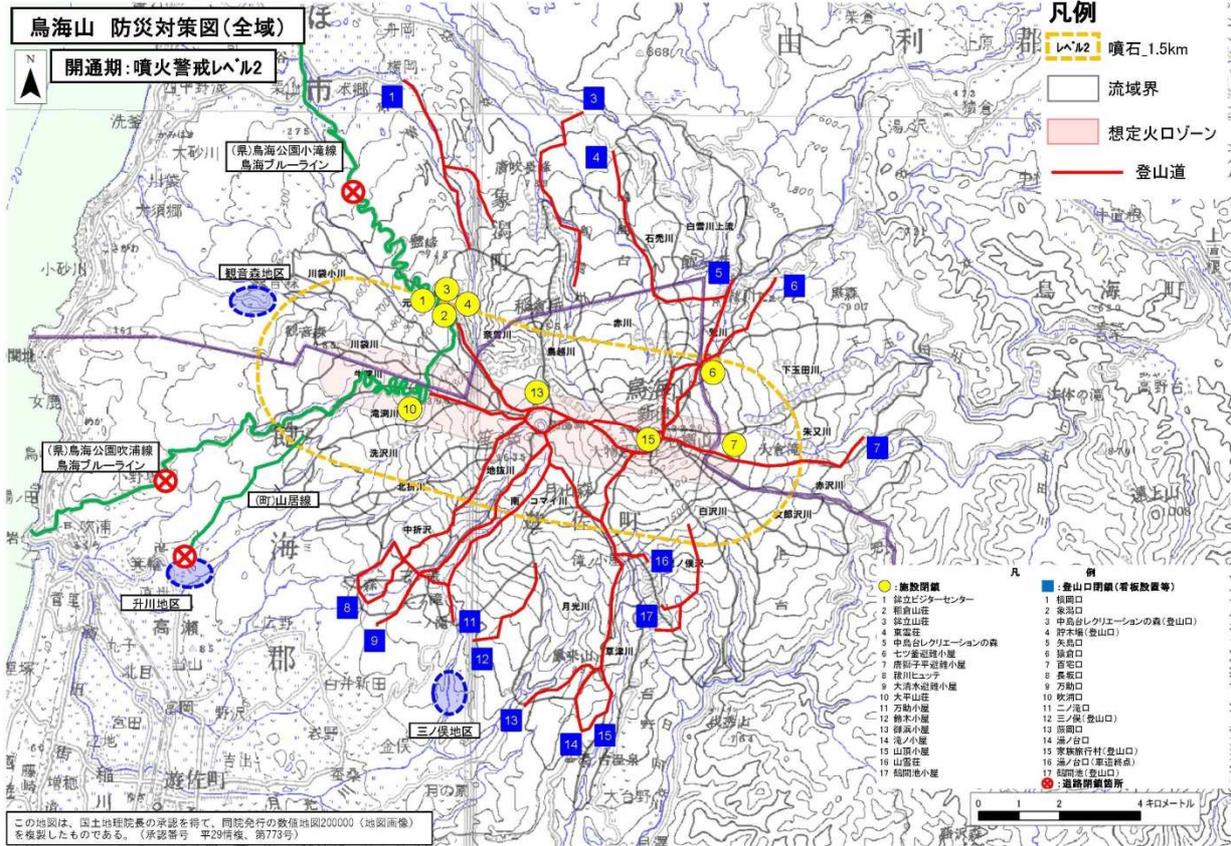
ア【想定火口：新山周辺】噴火警戒レベル2の火口周辺規制

- ・ 全登山道の閉鎖
- ・ 噴火警戒レベル2の警戒範囲に通じる道路の閉鎖
- ・ 噴火警戒レベル2の警戒範囲内の施設の閉鎖

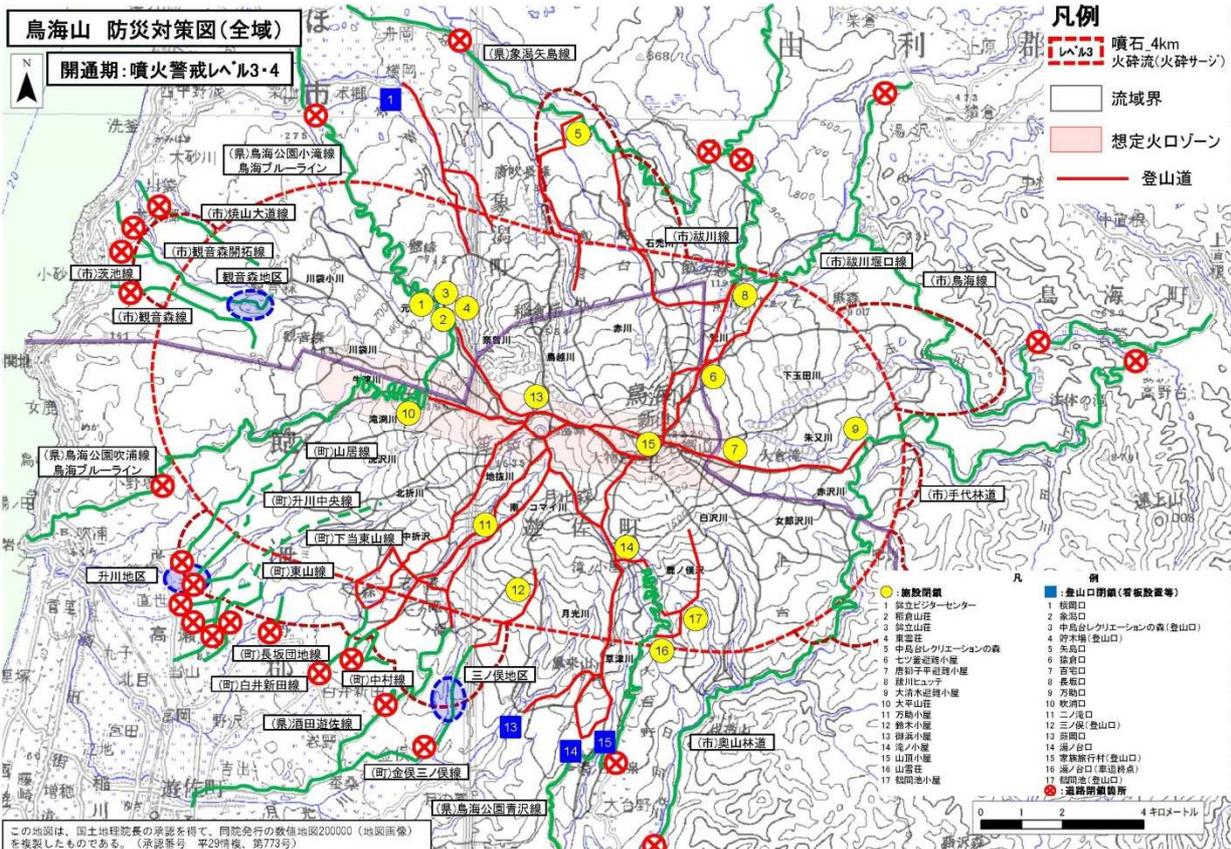
イ【想定火口：新山周辺】噴火警戒レベル3の入山規制

- ・ 全登山道の閉鎖
- ・ 噴火警戒レベル3の警戒範囲に通じる道路の閉鎖
- ・ 噴火警戒レベル3の警戒範囲内の施設の閉鎖

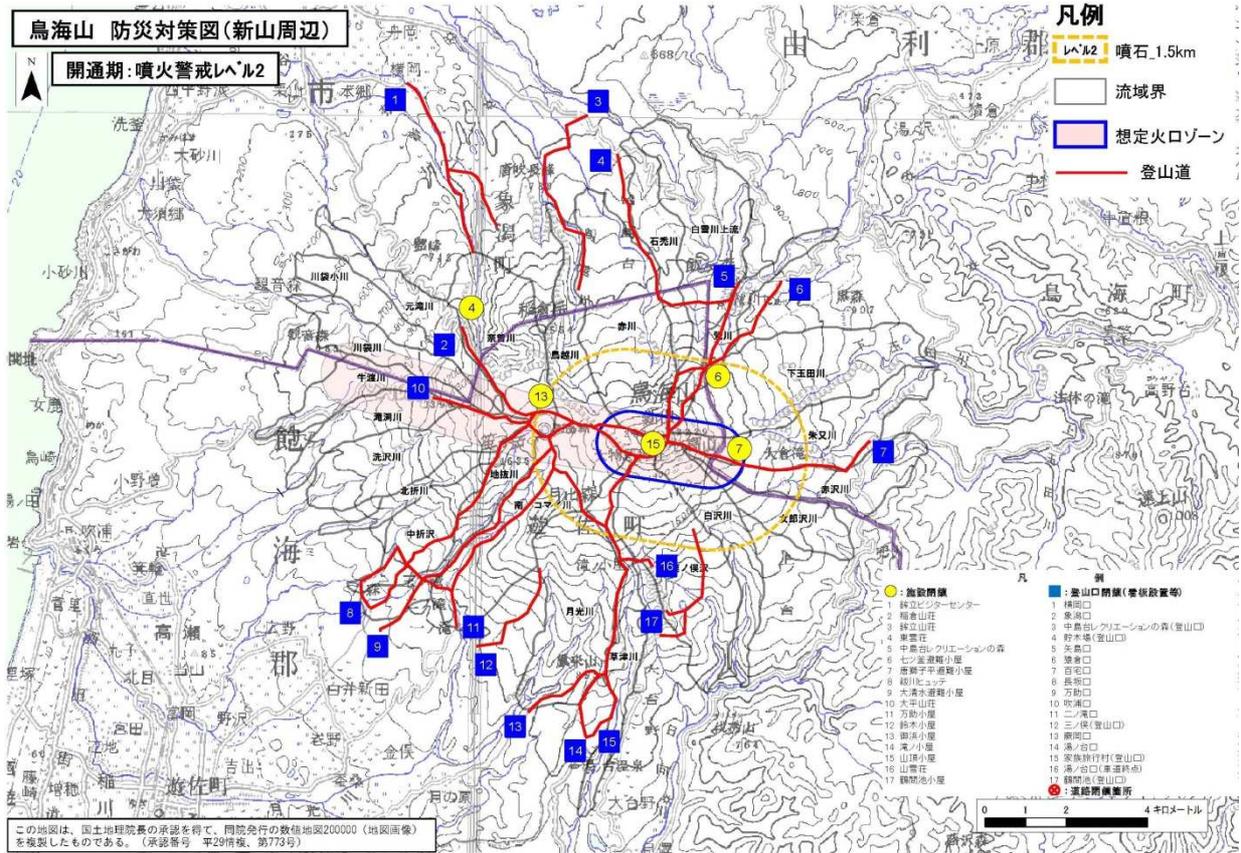
(1) ア【想定火口：全域】噴火警戒レベル2の火口周辺規制（ブルーライン等開通期）



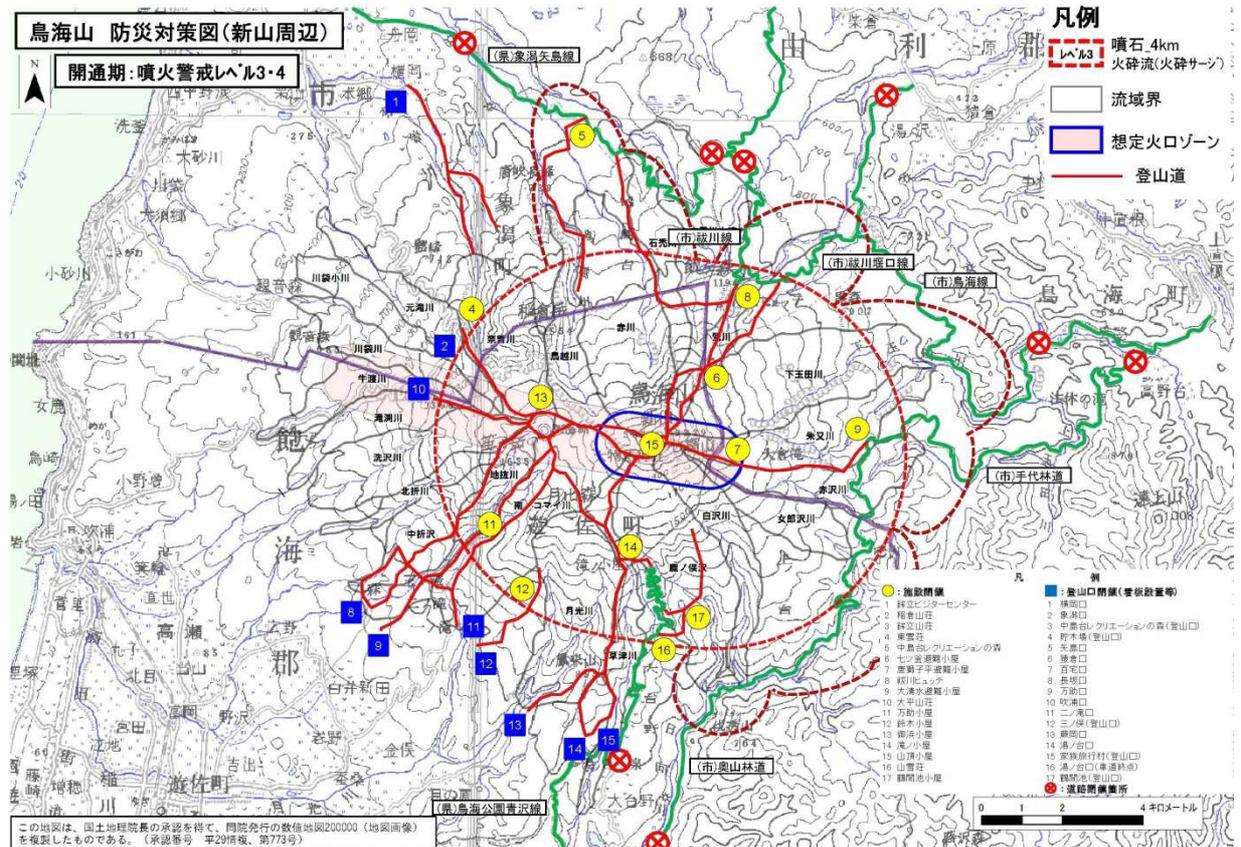
(1) イ【想定火口：全域】噴火警戒レベル3の入山規制（ブルーライン等開通期）



(2) ア【想定火口：新山周辺】噴火警戒レベル2の火口周辺規制（ブルーライン等開通期）



(2) イ【想定火口：新山周辺】噴火警戒レベル3の入山規制（ブルーライン等開通期）



5 登山者・観光客の避難を想定した準備

(1) 噴火警戒レベルと避難指示の発令基準等

市町長が発令する避難指示の発令基準等は下記のとおりとする。

ア 噴火警戒レベル2（火口周辺規制）

噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）が発表された場合、気象台が発表する警戒範囲（想定火口域から概ね 1.5 km以内の範囲）に避難指示を発令し、火口周辺規制を実施する。

イ 噴火警戒レベル3（入山規制）

噴火警報（火口周辺）が発表され、噴火警戒レベル3（入山規制）が発表された場合、気象台が発表する警戒範囲（想定火口域から 4 km以内の範囲及び火砕流・火砕サージに警戒が必要な河川沿いの地域）に避難指示を発令し、入山規制を実施する。

(2) 避難に関する情報の伝達

ア 伝達方法

以下のあらゆる手段を用いて火口周辺地域の登山者・観光客及び施設管理者（有人の観光施設等）に伝達する。

- ・ 緊急速報メール（エリアメール）による伝達
- ・ 防災行政無線による伝達
- ・ 広報車による伝達
- ・ あらかじめ定めた伝達先への電話、又はメールによる伝達
- ・ ホームページによる伝達
- ・ 稲倉山荘、大平山荘の屋外スピーカーからの放送による伝達
- ・ 県防災ヘリコプターによる伝達

イ 避難情報の伝達内容

伝達する避難情報の内容は、次に示す項目について登山者・観光客等が短時間に認識できる情報量を考慮して定める。

- ・ 避難の理由、可能性のある現象
- ・ 避難が必要な区域
- ・ 避難の切迫性
- ・ 避難先
- ・ 避難方法、避難手段（避難経路等も含む）
- ・ 携行品、服装の留意点

ウ 避難情報の伝達例文

（噴火警戒レベル2）

こちらは〇〇〇（市町名）です。

〇月〇日〇時〇〇分に鳥海山（想定火口：全域又は新山周辺）において「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」が発表されました。これを踏まえ、〇〇〇（市町名）は、火口から 1.5 kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難してください。

(噴火警戒レベル3)

こちらは〇〇〇(市町名)です。
〇月〇日〇時〇〇分に鳥海山(想定火口:全域又は新山周辺)において「噴火警戒レベル3(入山規制)」が発表されました。これを踏まえ、〇〇〇(市町名)は、火口から4kmの範囲内に対し、避難指示を発令しました。慌てず落ち着いて避難してください。

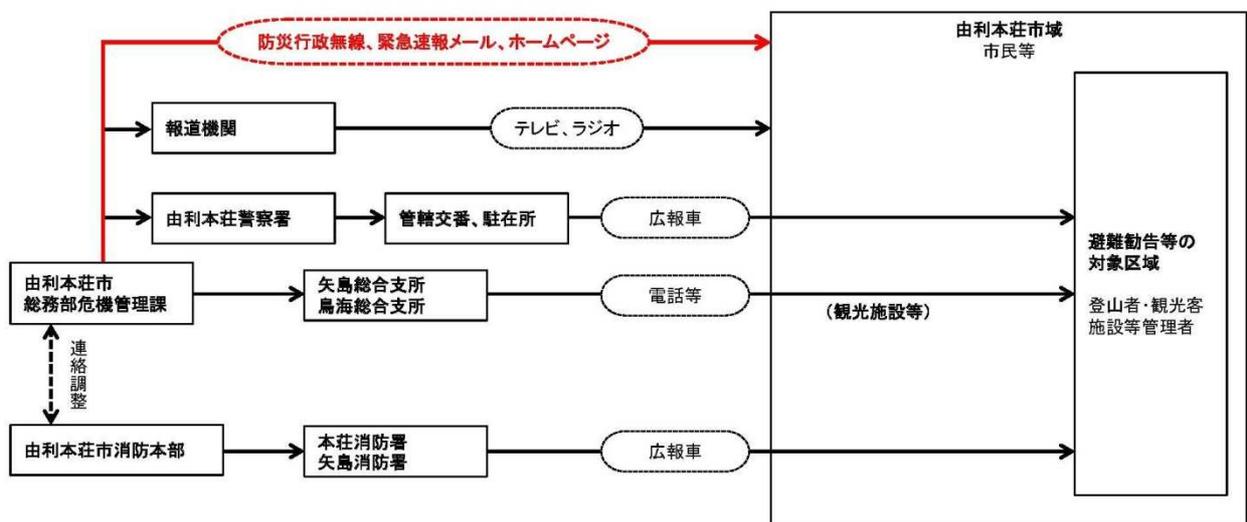
エ 避難情報の伝達体制

県及び市町は、避難対象地域の登山者・観光客等に対して、避難に関する情報を、迅速かつ確実に周知できるように、情報伝達体制を構築する。

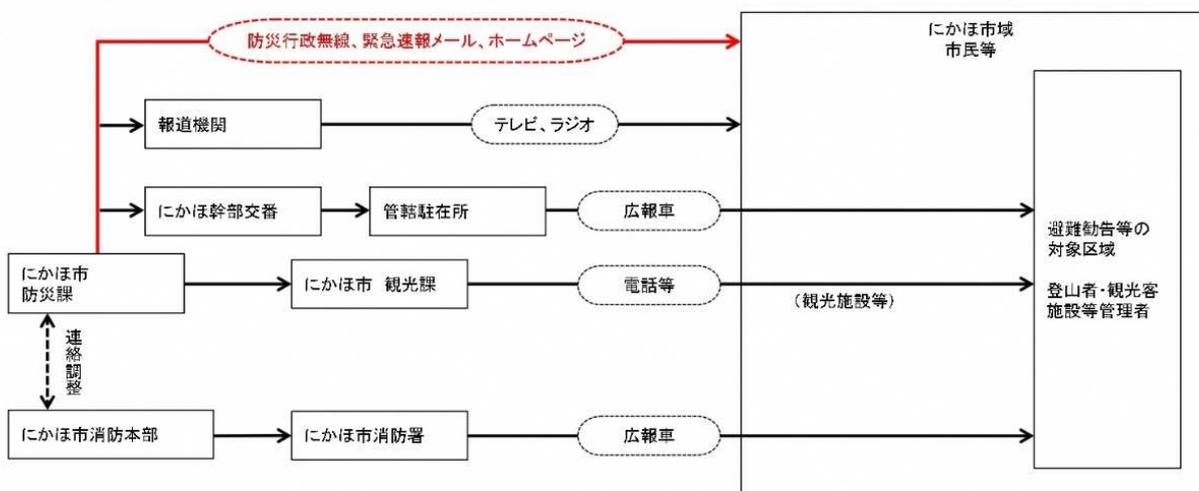
なお、登山者・観光客等は、「噴火速報」などを各県、市町からの避難情報より早く受信した場合は、すぐに避難等の行動を開始するものとする。

各市町の伝達体制は以下の「避難情報の伝達フロー図」のとおりである。

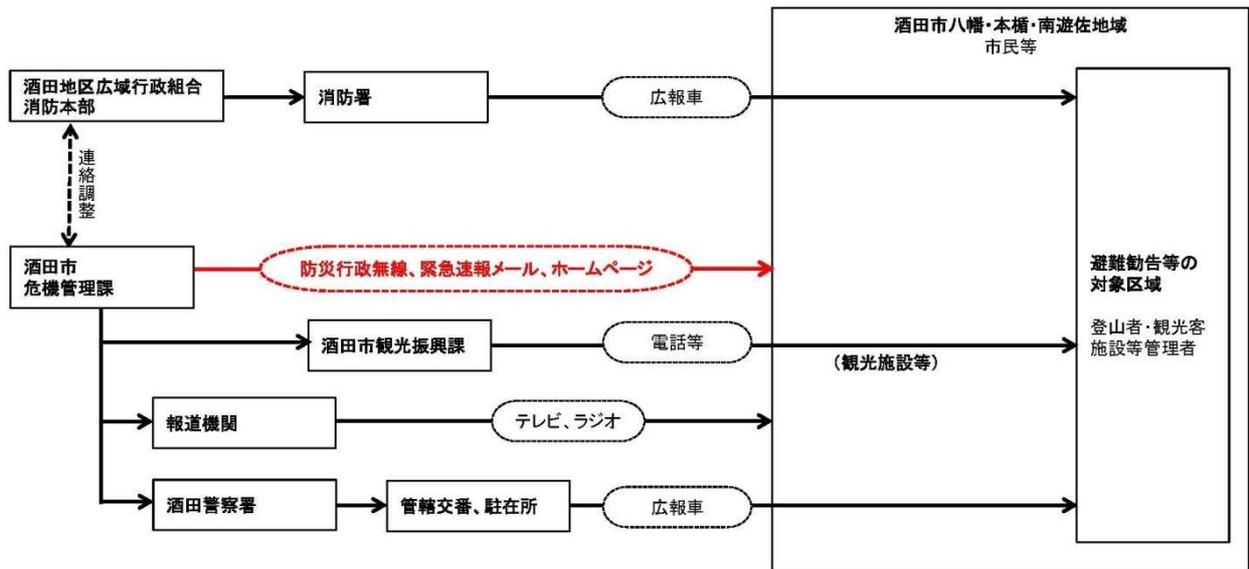
由利本荘市避難情報の伝達フロー図(火口周辺地域)



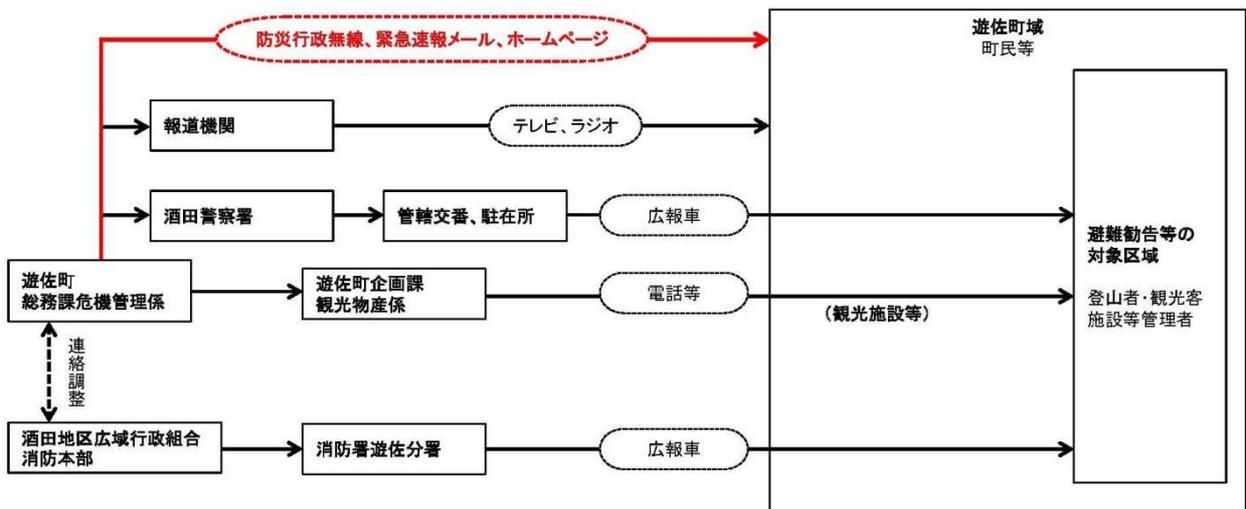
にかほ市避難情報の伝達フロー図(火口周辺地域)



酒田市避難情報の伝達フロー図(火口周辺地域)



遊佐町避難情報の伝達フロー図(火口周辺地域)



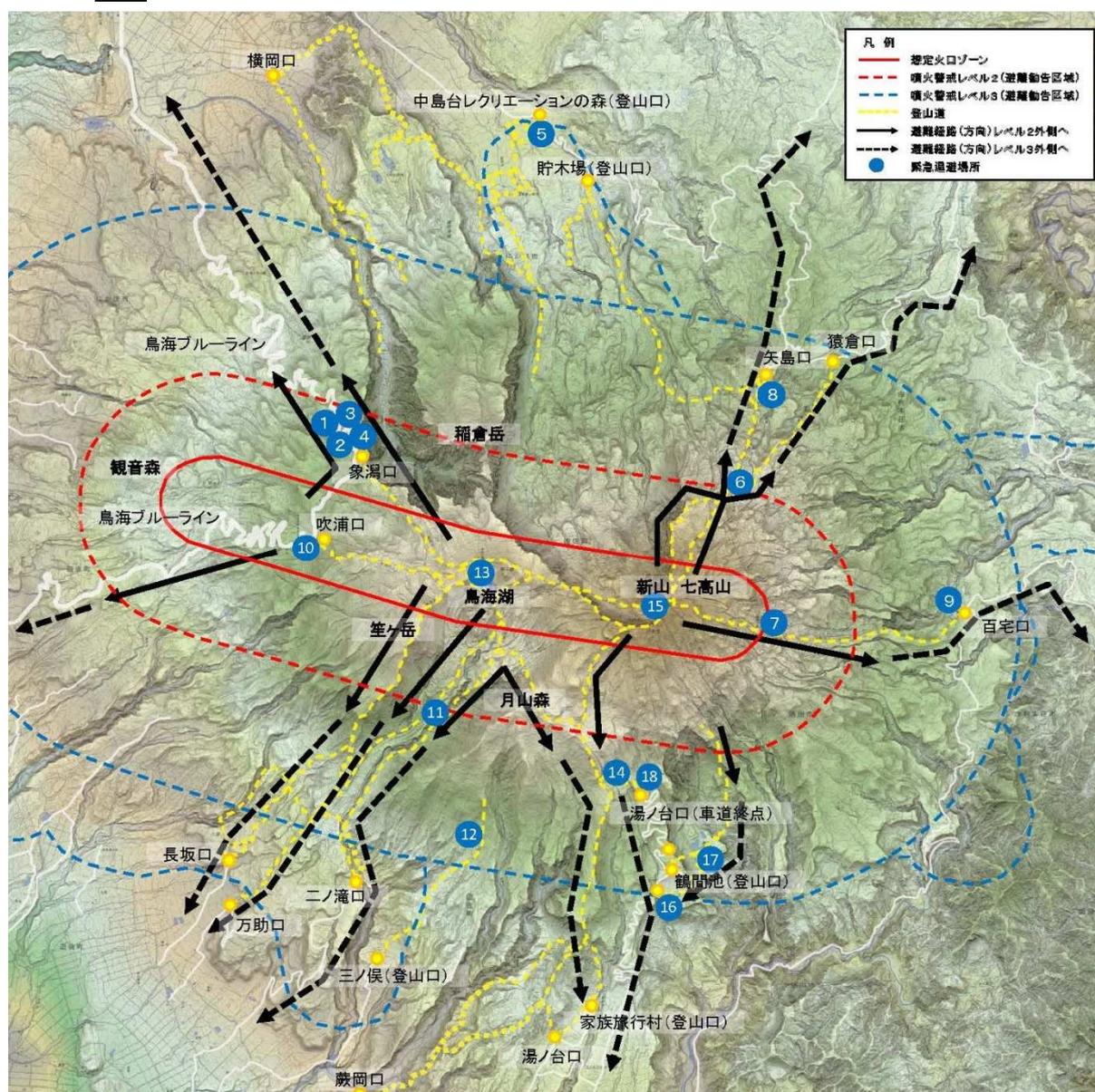
(3) 避難経路（緊急下山ルート）の設定

鳥海山において火口周辺地域から避難（緊急下山）する場合の避難経路（緊急下山ルート）を次のとおり設定する。

なお、設定する避難経路は、突発的に小規模な水蒸気噴火が発生した場合、又は噴火が発生していない状況で噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合を想定したものである。

ア 「火口が特定できない場合」又は「噴火が発生していない状況で想定火口域全域を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合」

- ・ 想定火口ゾーン内の登山者・観光客は、一番近い避難経路（方向）を使用して緊急下山する。ただし、火口が判明した場合は、火口から離れる方向へ避難（下山）する。
- ・ 噴火警戒レベル2及び3の避難指示区域内の登山者・観光客は、位置する登山道（道路）を使用して緊急下山する。
- ・ 突発的な噴火による噴石の飛散がある場合は、急いで火口から離れる方向へ避難するとともに、危険を少しでも軽減するため、近くの緊急退避場所や大きな岩陰等に一時的に緊急退避する。



※緊急退避場所に記載の番号は、23頁の緊急退避場所一覧の番号に対応する。

(4) 避難経路（緊急下山ルート）例

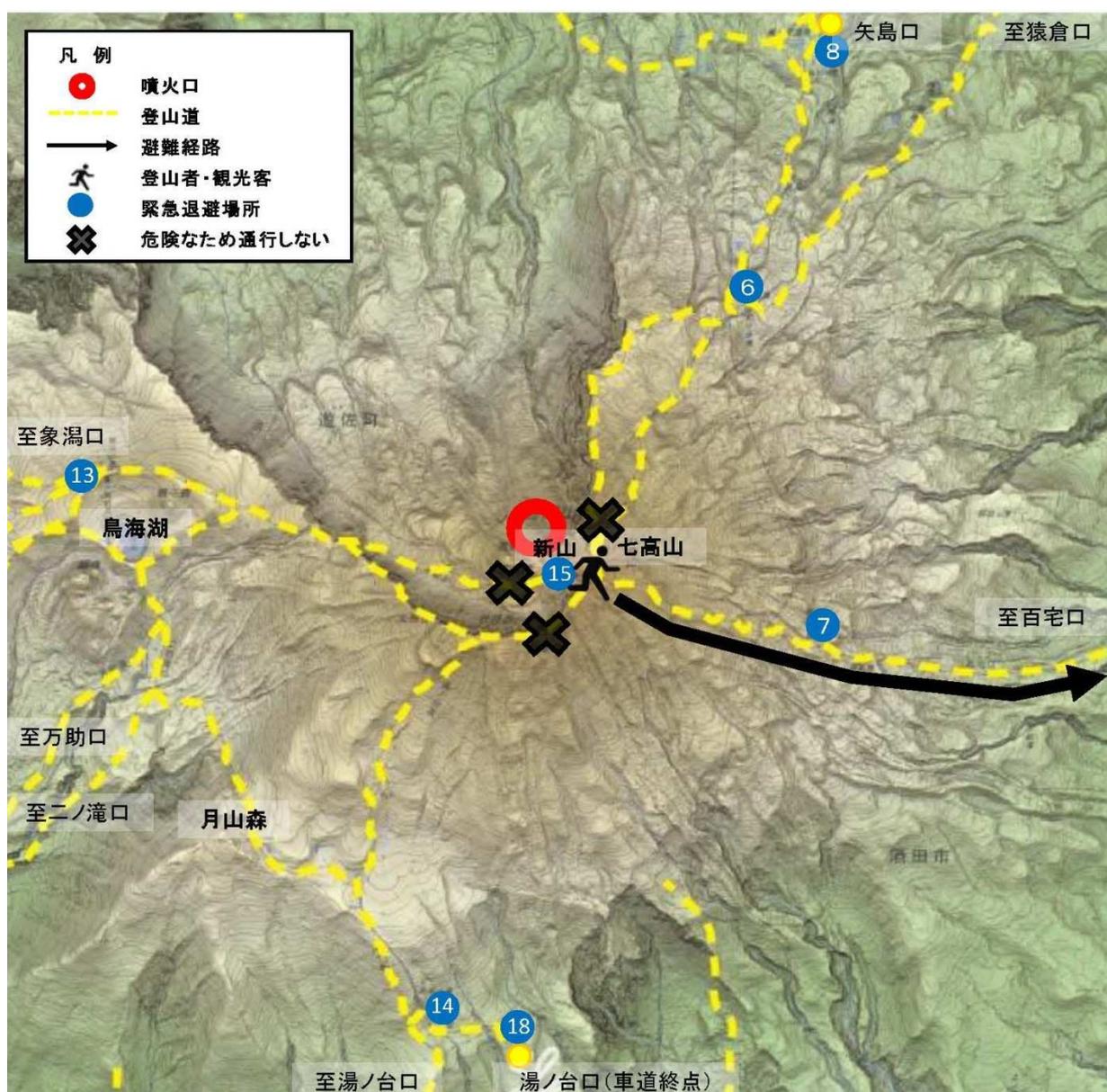
ア 登山者・観光客等が「新山（鳥海山大物忌神社付近）」に滞在していた時、新山を噴火口として突発的な水蒸気噴火が発生した場合

（想定）

- ・登山者・観光客等が新山にある鳥海山大物忌神社付近に滞在している。
- ・新山を噴火口として突発的に水蒸気噴火が発生した。

（避難例）

- ・噴火口から一番離れることができる登山道（百宅口コース）を使用して避難する。
- ・噴火口に近接する登山道（×表示の登山道）は危険なため通行しない。
- ・避難開始前又は避難中に噴石の飛散があった場合は、危険を少しでも軽減するため、緊急退避場所（⑮山頂小屋（鳥海山大物忌神社）、⑦唐獅子平避難小屋）や大きな岩陰等に一時的に緊急退避する。



※緊急退避場所に記載の番号は、23 頁の緊急退避場所一覧の番号に対応する。

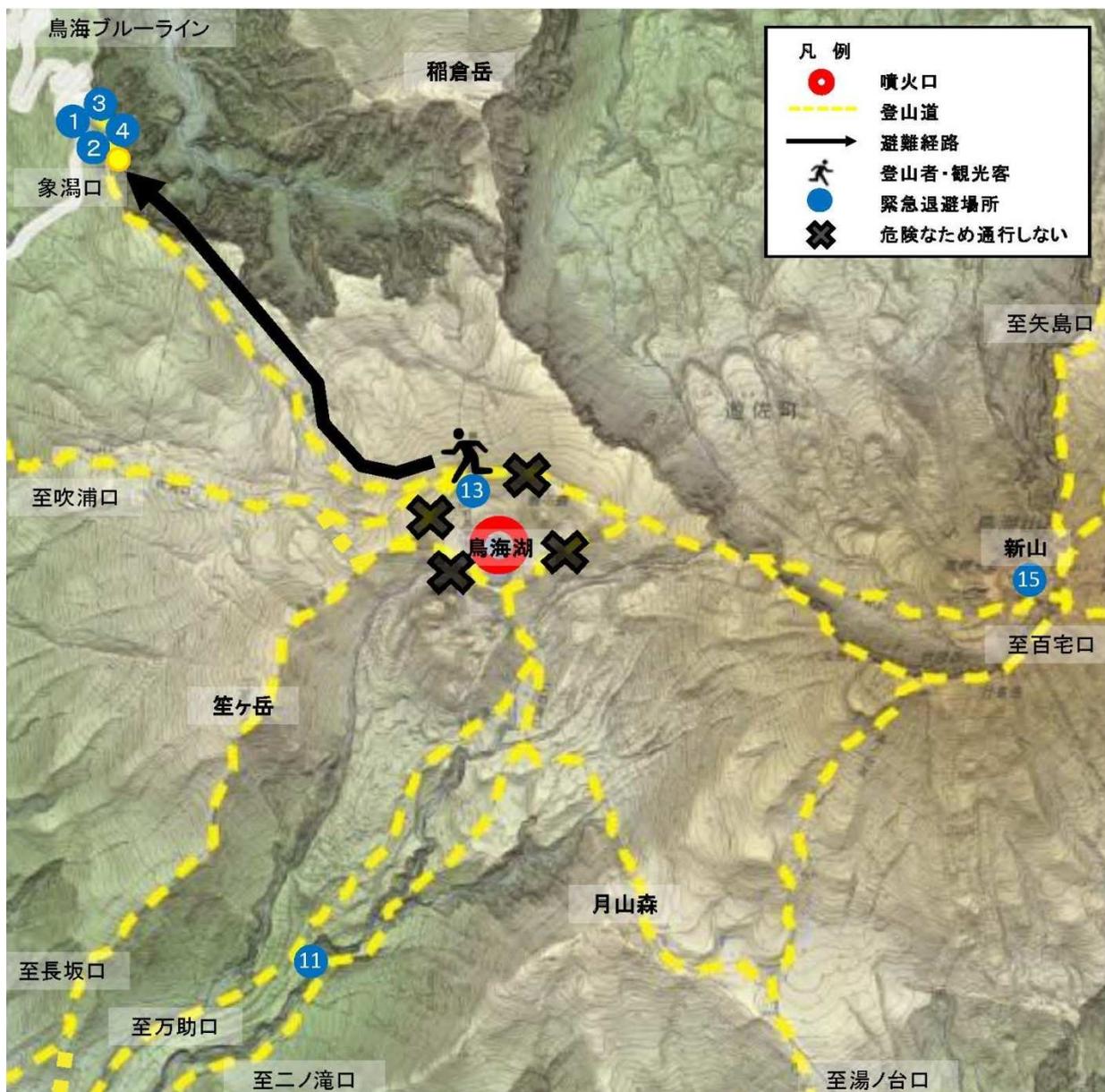
イ 登山者・観光客等が「鳥海湖（鳥ノ海御浜神社付近）」に滞在していた時、鳥海湖を噴火口として突発的な水蒸気噴火が発生した場合

（想定）

- ・登山者・観光客等が鳥海湖近くにある鳥ノ海御浜神社付近に滞在している。
- ・鳥海湖を噴火口として突発的に水蒸気噴火が発生した。

（避難例）

- ・噴火口から一番離れることができる登山道（象潟口コース）を使用して避難する。
- ・噴火口に近接する登山道（×表示の登山道）は危険なため通行しない。
- ・避難開始前又は避難中に噴石の飛散があった場合は、危険を少しでも軽減するため、緊急退避場所（⑬御浜小屋、①鉾立ビジターセンター、②稲倉山荘、③鉾立山荘、④東雲荘）や大きな岩陰等に一時的に緊急退避する。



※緊急退避場所に記載の番号は、23 頁の緊急退避場所一覧の番号に対応する。

(5) 緊急退避場所

登山者・観光客等は、火口周辺地域において噴火を覚知した場合又は避難指示が発令された場合は、設定された避難経路により速やかに警戒範囲（避難指示区域）の外側に避難する。

ただし、突発的な噴火による噴石の飛散がある場合は、急いで火口から離れる方向へ避難するとともに、危険を少しでも軽減するため、近くの緊急退避場所や大きな岩陰等に一時的に緊急退避する。

なお、鳥海山には、噴石等に対応した退避壕（シェルター）は設置されておらず、緊急退避場所は、あくまで危険を軽減する場所であり、確実に安全を確保できるものでないことに注意する。（退避壕（シェルター）は、巨大な噴石や火砕流・火砕サージといったあらゆる火山災害に対し安全性を確保するものではありません。）

【緊急退避場所】

No.	名称	構造	面積	管理人の有無	備考
1	鉾立ビジターセンター	RC造	377 m ²	有	冬期閉鎖
2	稲倉山荘	木造	555 m ²	有	冬期閉鎖
3	鉾立山荘	木造	199 m ²	有	冬期閉鎖
4	東雲荘	石(外壁)	92.43 m ²	有	冬期閉鎖
5	中島台レクリエーションの森	木造	97 m ²	有	冬期閉鎖
6	七ツ釜避難小屋	木造	19.8 m ²	無	
7	唐獅子平避難小屋	木造	46.37 m ²	無	
8	祓川ヒュッテ	RC造 一部木造	367.23 m ²	有	冬期閉鎖
9	大清水避難小屋	木造	99.37 m ²	無	
10	大平山荘	RC造	957.67 m ²	有	冬期閉鎖
11	万助小屋	CB造	56.6 m ²	無	
12	鈴木小屋	木造	—	無	
13	御浜小屋	木造	—	有	冬期閉鎖
14	滝ノ小屋	木造	—	有	冬期閉鎖
15	山頂小屋（鳥海山大物忌神社）	木造	—	有	冬期閉鎖
16	山雪荘	木造	24 m ²	無	
17	鶴間池小屋	木造	36 m ²	無	
18	湯の台休憩所	RC造	64.48 m ²	無	冬期閉鎖

(6) 下山者救護地点の設定

突発的な噴火発生の際に、避難（緊急下山）した登山者・観光客の救護や輸送等に対応するため、警戒範囲（避難指示区域）の外側に、必要に応じて下山者救護地点を設定し、市町、消防及び警察の職員を配置する。

ア 想定火口域全域を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合

想定火口域全域を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合の下山者救護地点の配置予定は次のとおりである。

(ア)【想定火口：全域】下山者救護地点配置図（噴火警戒レベル2）

(イ)【想定火口：全域】下山者救護地点配置図（噴火警戒レベル3）

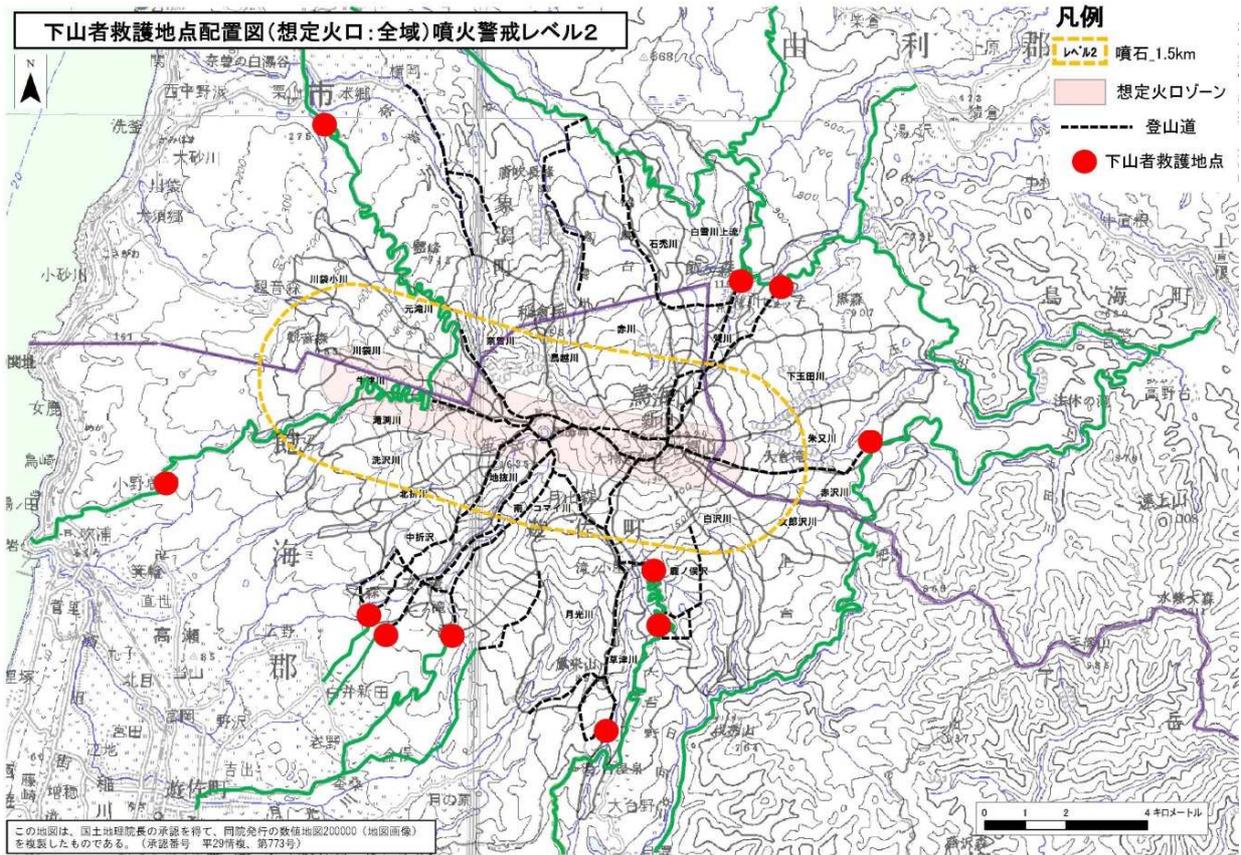
イ 想定火口域新山周辺を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合

想定火口域新山周辺を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合の下山者救護地点の配置予定は次のとおりである。

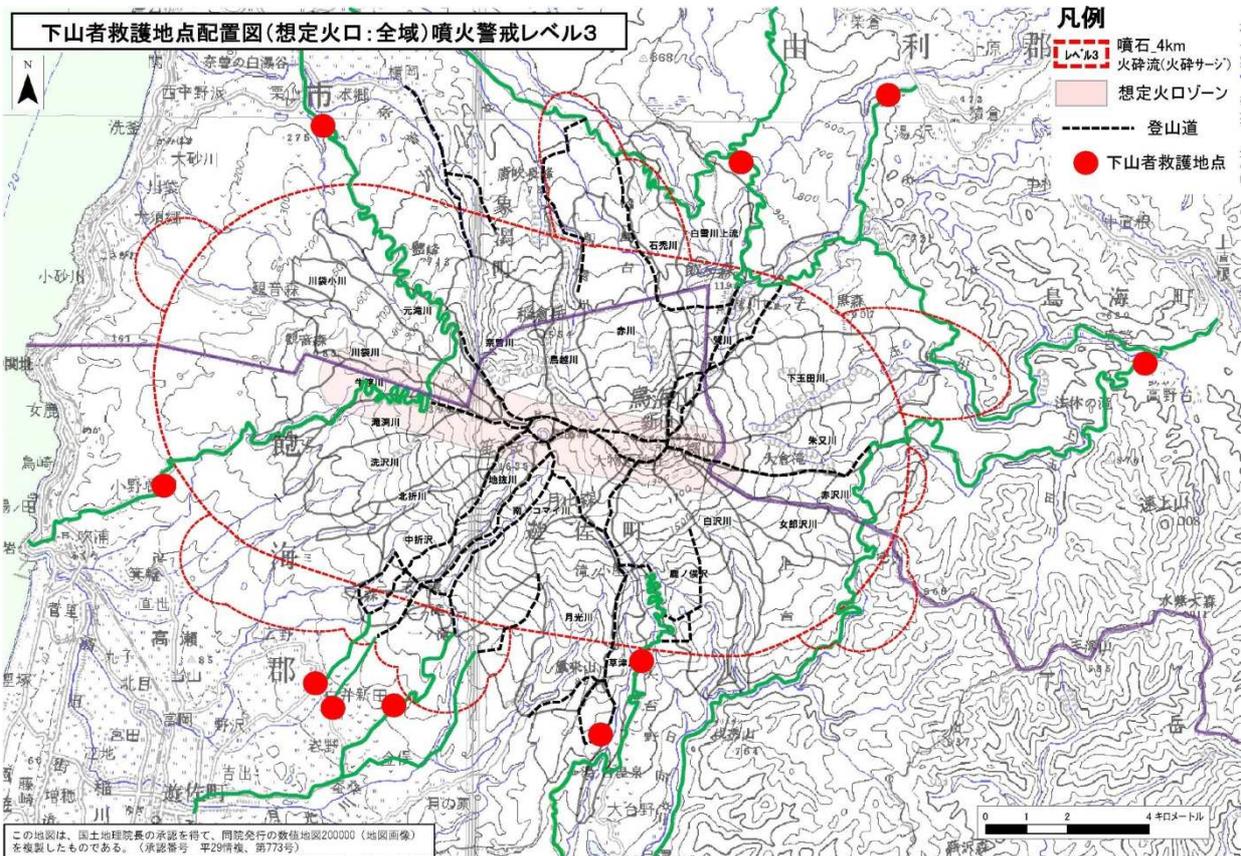
(ア)【想定火口：新山周辺】下山者救護地点配置図（噴火警戒レベル2）

(イ)【想定火口：新山周辺】下山者救護地点配置図（噴火警戒レベル3）

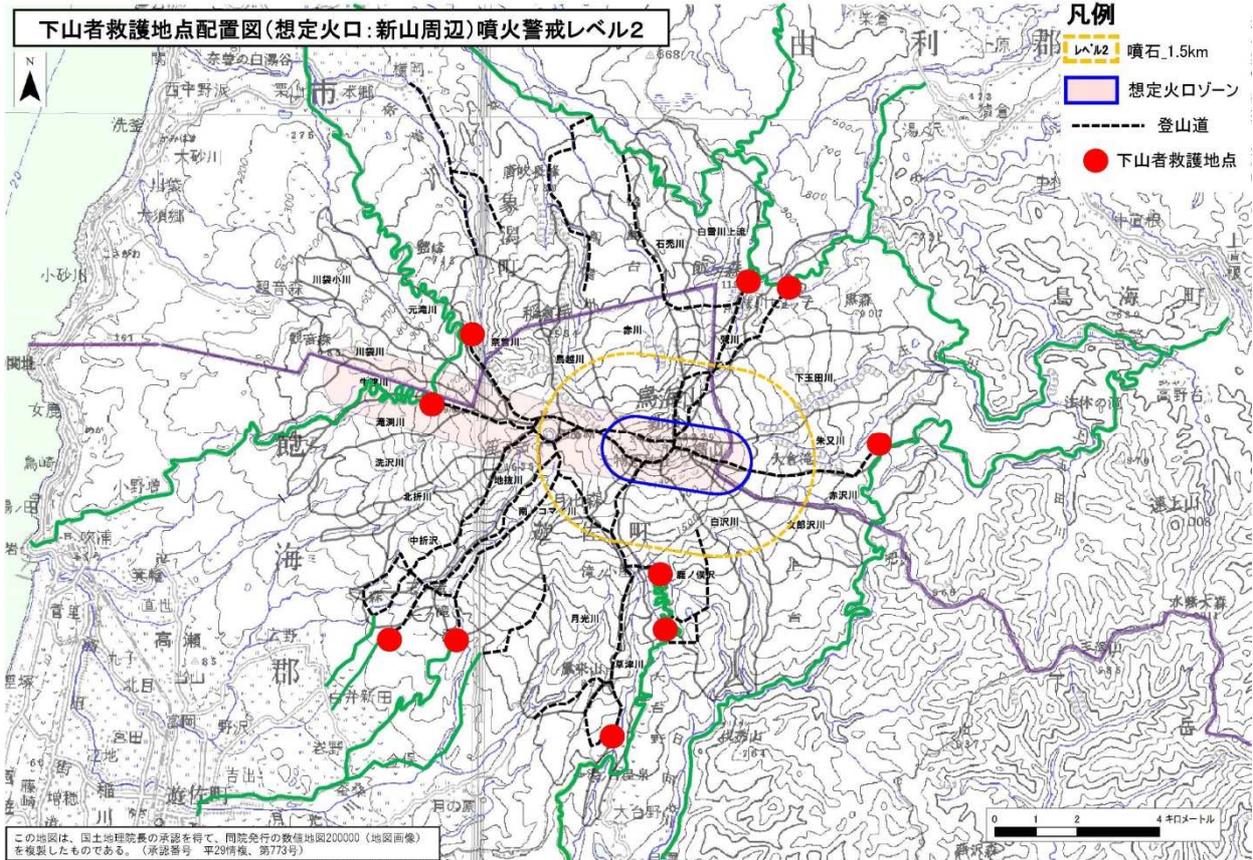
ア（ア）【想定火口：全域】下山者救護地点配置図（噴火警戒レベル2）



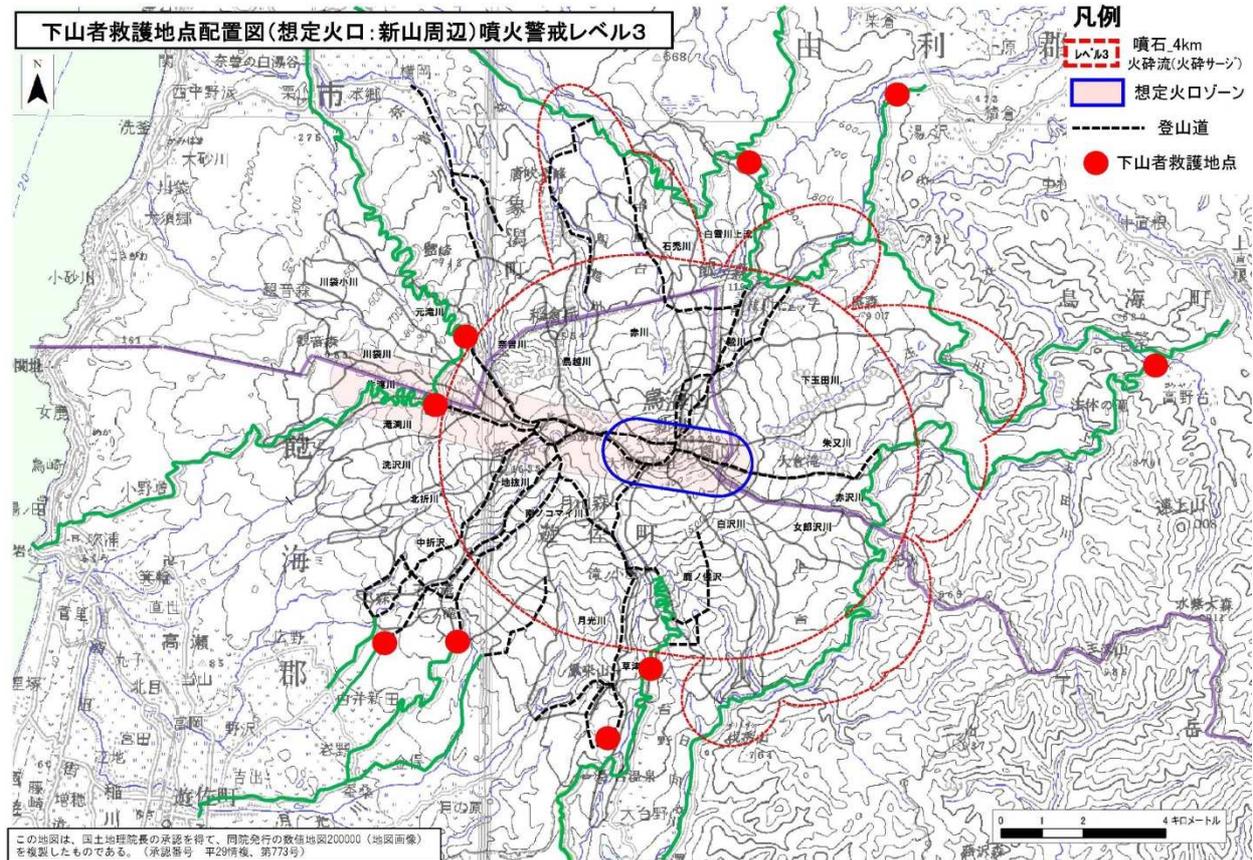
ア（イ）【想定火口：全域】下山者救護地点配置図（噴火警戒レベル3）



イ（ア）【想定火口：新山周辺】下山者救護地点配置図（噴火警戒レベル2）



イ（イ）【想定火口：新山周辺】下山者救護地点配置図（噴火警戒レベル3）



(7) 避難手段と輸送力の確保

ア 避難手段

避難手段は、原則として徒歩又は自家用車等による自力避難とする。

ただし、市町長が必要と判断した場合は、登山者・観光客の避難所までの輸送手段として、輸送車両を確保し下山者救護地点に派遣する。

イ 輸送力の確保

市町長が必要と判断した際は、輸送車両を確保し現地に派遣する。避難に利用できるバス、タクシー等の台数は次のとおりである。

なお、各市町において輸送車両が不足する場合は、隣接市町又は県（秋田県、山形県）に対して応援を要請する。

<由利本荘市>

会社名	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力
由利本荘市役所 市所有バス (下記3支所含む全体)	由利本荘市尾崎17番地	管財課 0184-24-6262 他、各総合支所	16台	計571人
(矢島総合支所)	由利本荘市矢島町 矢島町21番地2	市民サービス課 0184-55-4951	(2台)	(計74人)
(鳥海総合支所)	由利本荘市鳥海町 伏見字赤渋28番地1	市民サービス課 0184-57-2201	(2台)	(計81人)
(由利総合支所)	由利本荘市前郷字御 伊勢下4番地1	市民サービス課 0184-53-2112	(2台)	(計68人)
由利本荘市所有 スクールバス (下記3地域含む全体)	由利本荘市東町15 (本荘教育学習課)他	本荘教育学習課他、 各地域教育学習課	34台	計634人
(矢島地域)	由利本荘市矢島町七 日町字羽坂64番地1 日新館内	矢島教育学習課 0184-56-2203	—	—
(鳥海地域)	由利本荘市鳥海町伏 見字久保193 紫水館内	鳥海教育学習課 0184-57-3020	(9台)	(計232人)
(由利地域)	由利本荘市前郷字御 伊勢下24番地1 善隣館内	由利教育学習課 0184-53-2245	(3台)	(計84人)
由利高原鉄道株式会社	由利本荘市矢島町七 日町字羽坂21番地2	0184-56-2736	3台	計84人
(有)ハートワン交通 矢島営業所	由利本荘市矢島町七 日町字羽坂21番地35	0184-55-2246	3台	計12人
株式会社鳥海観光	由利本荘市矢島町元 町字新所31番地1	0184-56-2020	12台	計286人

<にかほ市>

会社名	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力
にかほ市役所 象潟庁舎	にかほ市象潟町字浜 ノ田 1	総務課 0184-43-7507	2 台	計 85 人
にかほ市役所 金浦庁舎	にかほ市金浦字花潟 93-1	総務課 0184-43-7507	1 台	計 28 人
にかほ市役所 仁賀保庁舎	にかほ市平沢字鳥ノ 子淵 21	総務課 0184-43-7507	1 台	計 39 人
にかほ市コミュ ニティバス	にかほ市象潟町字浜 ノ田 1	総務課 0184-43-7501 象潟合同タクシー 0184-43-2030 三共サービス 0184-36-2528	5 台	計 114 人
にかほ市 スクールバス	にかほ市金浦字背長 森 39 ほか	教育総務課 0184-38-2259	2 台	計 89 人

<酒田市>

会社名	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力
酒田市役所 市所有バス	酒田市本町 2-2-45	総務課 0234-26-5710	1 台	計 22 人
酒田市役所 八幡総合支所	酒田市観音寺字寺ノ下 41	八幡総合支所 0234-64-3111	1 台	計 28 人
酒田市役所 松山総合支所	酒田市山田 27-4	松山総合支所 0234-62-2611	1 台	計 28 人
酒田市役所 平田総合支所	酒田市飛鳥字契約場 30	平田総合支所 0234-52-3111	2 台	計 56 人
酒田市 スクールバス	酒田市本町 2-2-45	学校教育課 0234-26-5776	26 台	計 1,209 人
松山観光バス(株)	酒田市字山田 23 番地 の 5	0234-62-2929	19 台	計 676 人

<遊佐町>

会社名	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力
遊佐町スクールバス	遊佐町小原田字字上 川原 18-1	遊佐町役場 0234-72-3311	13 台	計 658 人
遊佐デマンドタクシー	遊佐町遊佐字石田 19 -18	予約センター 0234-71-1233	2 台	計 20 人

(8) 避難所

市町は、避難指示を発令した場合は、帰宅困難となった登山者・観光客等を一時的に滞在させるため、必要に応じて避難所を開設する。

避難所の予定開設箇所は次のとおりとし、速やかに開設できるよう準備を行う。

<由利本荘市>

避難所	所在地 電話番号	管理者 (連絡先)	収容人数 面積 m ²
矢島コミュニティセンター日新館	由利本荘市矢島町七日町羽坂 0184-56-2203	由利本荘市 矢島教育学習課 0184-56-2203	350人 2,441 m ²
紫水館	由利本荘市鳥海町伏見字久保 193 0184-57-3020	由利本荘市 鳥海教育学習課 0184-57-3020	380人 2,056 m ²
直根公民館	由利本荘市鳥海町中直根字中山 5-2 0184-58-2111	由利本荘市 鳥海総合支所 0184-57-2201	130人 954 m ²
矢島福祉会館	由利本荘市矢島町館町 25 0184-56-2205	社会福祉法人 由利本荘市社会福祉協議会 0184-56-2910	120人 1,377 m ²

<にかほ市>

避難所	所在地 電話番号	管理者 (連絡先)	収容人数 面積 m ²
仁賀保公民館	にかほ市平沢字馬飼森 30 0184-37-3121	にかほ市教育委員会	1,218人 2,436 m ²
金浦公民館	にかほ市金浦字金浦 49-2 0184-38-2171	にかほ市教育委員会	707人 1,414 m ²
象潟公民館	にかほ市象潟町字狐森 31-1 0184-43-2229	にかほ市教育委員会	930人 1,860 m ²

<酒田市>

避難所	所在地 電話番号	管理者 (連絡先)	収容人数 面積 m ²
八幡体育館	酒田市観音寺字町後 15 0234-64-2926	スポーツ振興課	310 人 1,023 m ²

<遊佐町>

避難所	所在地 電話番号	管理者 (連絡先)	収容人数 面積 m ²
遊佐町生涯学習センター	遊佐字鶴田 52-2 0234-72-2236	遊佐町役場 0234-72-3311	200 人 600 m ²
町民体育館	遊佐字鶴田 29-2 0234-72-5454	遊佐町役場 0234-72-3311	600 人 1,775 m ²
吹浦小学校	吹浦字西楯 9-6 0234-77-2504	遊佐町役場 0234-72-3311	300 人 1,007 m ²
西遊佐まちづくりセンター	藤崎字千代ノ藤 2-2 0234-75-3822	遊佐町役場 0234-72-3311	210 人 618 m ²
吹浦防災センター	吹浦字布倉 10-1 0234-77-2503	遊佐町役場 0234-72-3311	140 人 439 m ²

6 登山者・観光客避難時の対応

(1) 避難（緊急下山）誘導

関係機関等は、次のとおり避難誘導を行う。

- ・市町は、緊急速報メールや防災行政無線などあらゆる伝達方法により、火口周辺地域の登山者・観光客の避難誘導を行う。
- ・県は、消防防災ヘリコプターにより避難誘導を行う。
- ・火口周辺地域の施設（有人の施設に限る。）は、あらかじめ定めた防災対策に基づき、施設の登山者・観光客（施設周辺の登山者・観光客を含む。）の避難誘導を行う。

(2) 避難所の開設

市町長は、緊急下山する登山者・観光客を一時的に収容するため、必要に応じて避難所を開設する。

(3) 登山者・観光客への救護等

市町、消防及び警察は、突発的な噴火発生の際に、避難（緊急下山）する登山者・観光客の救護等を実施するため、必要に応じて下山者救護地点に職員を派遣し、次の事項を行う。

- ・登山者・観光客の救護（負傷者を確認した場合の応急手当又は救急搬送）
- ・登山者・観光客の避難所への誘導（移動手段のない登山者・観光客の輸送）
- ・本人確認、火口周辺地域の状況の聞き取り等

(4) 避難ができなくなった登山者・観光客の安全対策

ア 登山者・観光客の避難、救助

- ・市町は必要に応じ、消防による救助のほか、警察、県消防防災ヘリコプター等による救助を要請するとともに、県を通じて海上保安部による救助を要請する。
- ・県は、救助に使用するヘリコプターの運用及び調整を行う。

イ 自衛隊災害派遣要請による避難、救助

市町長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、又は噴火の可能性が高まっている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求める。

(ア) 要請基準

災害派遣要請の基準は、噴火が発生した場合とし、以下の状態が起きたときとする。

- ・避難対象区域の登山者・観光客等が、噴石や火砕流・火砕サージを伴う火山活動により通常的手段による避難が困難となったとき。
- ・避難対象区域の登山者・観光客等が、落石・地割れ等により通常的手段による避難が困難となったとき。
- ・避難対象区域の登山者・観光客等が、噴石や火砕流・火砕サージにより負傷し、避難が困難となったとき。

(イ) 要請時

- ・避難対象区域近傍におけるヘリコプター等の離着陸場所として利用する施設は以下のとおりとする。
- ・装甲車等の自走については、事前に県及び市町災害対策本部から各道路管理者へ通報し、許可を得るものとする。

【要請先】＜秋田県側＞

要請先	緊急連絡先	備考
由利本荘警察署警備課	電話：0184-23-4111	
にかほ警察署警備課	電話：0184-43-2935	
由利本荘市消防本部警防課	電話：0184-22-4283	
にかほ市消防本部警防課	電話：0184-38-2311	
秋田海上保安部警備救難課	電話：018-845-1622	
秋田県消防防災航空隊	電話：018-886-8103	
陸上自衛隊第21普通科連隊	電話：018-845-0125	
秋田県総務部総合防災課	電話：018-860-4563	

【要請先】＜山形県側＞

要請先	緊急連絡先	備考
酒田警察署警備課	電話：0234-23-0110	
酒田地区広域行政組合消防本部 総務警防課	電話：0234-31-7119	
酒田海上保安部警備救難課	電話：0234-22-1830	
山形県消防防災航空隊	電話：0237-47-3275	
陸上自衛隊第6師団司令部	電話：0237-48-1151	
山形県防災くらし安心部 防災危機管理課	電話：023-630-2654	

【ヘリコプター離着陸場】＜秋田県側＞

市町	名称 【UTM 座標】	所在地	幅×長 (m)	管理者	連絡先
由利本荘市	矢島ふれあい公園 【54SVJ25584287】	矢島町七日町 字羽坂 174	55×80	由利本荘市 矢島教育学習課	0184-56-2203
由利本荘市	矢島高等学校「野球場」 【54SVJ26234293】	矢島町立石字 長泥 35	85×90	学校長	0184-55-3031
由利本荘市	矢島ラグビー場 【54SVJ21173981】	矢島町城内字 花立 8-1	100×120	由利本荘市 矢島産業課	0184-55-4956
由利本荘市	矢島スキー場駐車場 【54SVJ21693826】	矢島町荒沢長 保田 6	100×120	由利本荘市 矢島産業課	0184-55-4956
由利本荘市	鳥海トレーニングセンター 【54SVJ29793778】	鳥海町伏見字 折切 38 番地 3	50×50	由利本荘市 鳥海教育学習課	0184-57-3020
由利本荘市	笹子交流広場「つきやま」 【54SVJ38282823】	鳥海町上笹子 字石神 15	40×45	由利本荘市 鳥海教育学習課	0184-57-3020
にかほ市	象潟野球場 【54SVJ05754016】	象潟町屋敷田 42	90×90	にかほ市	スポーツ振興課 0184-33-8855
にかほ市	象潟グラウンド 【54SVJ05624006】	象潟町字浜ノ 田 5	80×120	にかほ市	スポーツ振興課 0184-33-8855
にかほ市	仁賀保高校グラウンド 【54SVJ06204327】	象潟町字下浜 山 3-3	150×120	秋田県	仁賀保高校 0184-43-4791
にかほ市	T D K 秋田総合スポーツセンターサッカーグラウンド 【54SVJ07554700】	黒川字平石 48-2	90×140	T D K(株)	スポーツ振興課 0184-33-8855
にかほ市	仁賀保グリーンフィールド 【54SVJ10734909】	平沢字馬飼森	100×100	にかほ市	スポーツ振興課 0184-33-8855
にかほ市	薫風苑 【54SVJ11224767】	院内字メカケ	70×80	にかほ市	観光課 0184-43-3230 管理棟 0184-37-3070
にかほ市	消防本部庁舎前広場 【54SVJ07304454】	金浦字館ヶ森 152	60×60	にかほ市	消防本部 0184-38-2311
にかほ市	金浦岡の谷地グラウンド 【54SVJ06364537】	金浦字岡の谷 地 107	100×70	にかほ市	スポーツ振興課 0184-33-8855
にかほ市	中島台レクリエーションの森 【54SVJ15673619】	象潟町横岡字 中島台	20×40	にかほ市	観光課 0184-43-3230
にかほ市	鉾立山荘駐車場 【54SVJ12773086】	象潟町小滝字 鉾立	25×60	にかほ市	観光課 0184-43-3230

【ヘリコプター離着陸場】＜山形県側＞

市町	名称 【UTM 座標】	所在地	幅×長 (m)	管理者	連絡先
酒田市	八幡小学校グラウンド 【54SVJ08521442】	観音寺字古楯 1	60×105	酒田市教育委員会	0234-64-3737
酒田市	鳥海八幡中学校グラウンド 【54SVJ07801382】	小泉字前田 91-1	100×170	酒田市教育委員会	0234-64-2063
酒田市	一條小学校グラウンド 【54SVJ07091253】	寺田字沖 1-1	62×120	酒田市教育委員会	0234-64-2031
酒田市	日向コミュニティセンターグラウンド 【54SVJ13421650】	上黒川字家ノ東 19-2	55×125	酒田市まちづくり推進課	0234-64-4913
酒田市	滝の里ふれあい館広場 【54SVJ16891704】	升田字大西 10	35×50	酒田市八幡総合支所	0234-64-3111
酒田市	八森公園サッカー場 【54SVJ08491299】	市条字八森 924	100×120	酒田市スポーツ振興課	0234-43-6658
酒田市	鳥海高原家族旅行村駐車場 【54SVJ16502101】	草津字湯ノ台 149	40×60	酒田市交流観光課	0234-64-4111
遊佐町	蕨岡小学校グラウンド 【54SVJ07051703】	豊岡字花塚 29-1	40×90	遊佐町役場	0234-72-2241
遊佐町	藤崎小学校グラウンド 【54SVJ02861955】	江地字丁才谷地 31-4	60×100	遊佐町役場	0234-76-2133
遊佐町	旧西遊佐小学校グラウンド 【54SVJ01811725】	藤崎字千代ノ藤 2-2	50×90	遊佐町役場	0234-76-2033
遊佐町	吹浦小学校グラウンド 【54SVJ02462555】	吹浦字西楯 9-6	40×90	遊佐町役場	0234-77-2504
遊佐町	町民スポーツ広場(東側) 【54SVJ01281863】	藤崎字箕垣下 114-1	90×100	遊佐町役場	0234-75-3448
遊佐町	菅里広場 【54SVJ03552406】	菅里字菅野 7-1	60×100	遊佐町役場	0234-77-3727
遊佐町	とりみ亭南側駐車場 【54SVJ02652470】	吹浦字西浜 2-69	70×100	遊佐町役場	0234-77-3711
遊佐町	漁村センター広場 【54SVJ02452644】	吹浦字釜磯 1	50×100	遊佐町役場	0234-77-2835
遊佐町	大平駐車場 【54SVJ11592913】	吹浦字鳥海山 大平地内	26×100	山形県	大平山荘 090-2607-2326
遊佐町	月光川河川敷ヘリポート 【54SVJ07781910】	小原田字上川 原地先	直径 28	山形県	遊佐町役場 0234-72-5895
遊佐町	しらい自然館グラウンド 【54SVJ09642151】	白井新田字見 晴野 21	50×100	遊佐町役場	0234-72-2069

7 登山者等の努力義務

活火山への登山については、突然の噴火の可能性等の一定のリスクがあることから、登山者等は、まず登山の対象が活火山であることを認識した上で、その危険性を十分に理解し、以下のとおり自らの安全を確保するための手段を講じるものとする。

また、各県、市町及び関係機関は、登山者向けパンフレットの作成・配布、ホームページ等により登山者等へ周知するものとする。

(登山者等が講じる手段等)

- ・ 噴火のおそれに関する火山防災情報の収集
- ・ 登山届の積極的な提出
- ・ 登山中における連絡及び情報収集手段の確保（携帯端末、携帯ラジオ等の携行）
- ・ 登山に適した衣服の着用
- ・ ヘルメット、懐中電灯及びリュックサック等の装備品の携行 など

8 避難計画の実効性を確保するための措置

(1) 避難訓練の実施

鳥海山火山防災協議会又は各構成機関は、関係機関と連携し、鳥海山の火山活動が活発化した場合に、登山者・観光客等が混乱なく迅速な避難を行うことを目的として、必要な訓練を個別又は連動させて実施する。

また、訓練により得られる教訓を精査し、今後の避難計画の修正等に反映させる。

(2) 説明会、研修会等の開催

市町は、鳥海山の火山活動の状況や噴火警戒レベルに応じ、登山者・観光客等が混乱なく迅速な避難ができるよう、火口周辺地域の施設等に対する説明会等を必要に応じて開催する。市町が説明会等を開催する場合、県及び気象台は協力するものとする。

また、鳥海山火山防災協議会又は各構成機関は、火山に関する防災力向上を目的として、各種研修会等を開催する。